

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業

1) 人口

仙台市全体及び各区（青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区）の令和3年4月1日現在の人口・世帯数及び人口密度を表 3.2-1 に示す。

仙台市全体の人口は1,063,169人、世帯数は525,168世帯、人口密度は1,352人/km²、本事業が立地する宮城野区の人口は190,185人、世帯数は95,985世帯、人口密度は3265.0人/km²となっている。

人口及び世帯数の推移（表 3.2-2）をみると、人口については、仙台市全体、青葉区、宮城野区、若林区、太白区において微増しているが、泉区では微減となっている。世帯数については、仙台市全体及び、すべての区において増加傾向を示している一方で、世帯あたり人数は、仙台市全体及びすべての地区で減少傾向を示している。

表 3.2-1 人口・世帯数及び人口密度

市区	面積 (km ²)	人口（人）			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/ km ²)
		総数	男	女		
青葉区	302.24	291,869	139,711	152,158	153,849	965.7
宮城野区	58.25	190,185	92,977	97,208	95,985	3,265
若林区	50.86	137,142	66,958	70,184	68,818	2,696.5
太白区	228.39	232,226	112,116	120,110	109,829	1,016.8
泉区	146.61	211,747	102,266	109,481	96,687	1,444.3
仙台市全体	786.35	1,063,169	514,028	549,141	525,168	1,352

出典：「町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口データ」（仙台市市民局広聴統計課）

<http://www.city.sENDai.jp/chosatoke/shise/toke/jinko/chomebetsu.html>

表 3.2-2 人口・世帯数の推移

市区	年次	人口		世帯数		世帯あたり人数	
		実数 (人)	増減 (%)	実数 (世帯)	増減 (%)	実数 (人/世帯)	増減 (%)
青葉区	平成 28 年	290,280	100.00	147,510	100.00	1.97	100.00
	平成 29 年	290,346	100.02	148,262	100.51	1.96	99.52
	平成 30 年	291,110	100.29	149,599	101.42	1.95	98.89
	令和元年	219,326	75.56	150,636	102.12	1.46	73.99
	令和 2 年	291,702	100.49	152,326	103.26	1.91	97.31
宮城野区	平成 28 年	188,522	100.00	90,092	100.00	2.09	100.00
	平成 29 年	188,817	100.16	90,998	101.01	2.07	99.16
	平成 30 年	189,011	100.26	91,984	102.10	2.05	98.20
	令和元年	189,304	100.41	93,196	103.45	2.03	97.07
	令和 2 年	189,625	100.59	94,482	104.87	2.01	95.91
若林区	平成 28 年	132,465	100.00	63,255	100.00	2.09	100.00
	平成 29 年	133,793	101.00	64,287	101.63	2.08	99.38
	平成 30 年	134,649	101.65	65,184	103.05	2.07	98.64
	令和元年	135,722	102.46	66,407	104.98	2.04	97.60
	令和 2 年	136,540	103.08	67,600	106.87	2.02	96.45
太白区	平成 28 年	226,242	100.00	102,021	100.00	2.22	100.00
	平成 29 年	226,069	99.92	102,728	100.69	2.20	99.24
	平成 30 年	228,074	100.81	104,479	102.41	2.18	98.44
	令和元年	229,157	101.29	105,952	103.85	2.16	97.53
	令和 2 年	230,986	102.10	107,972	105.83	2.14	96.47
泉区	平成 28 年	215,795	100.00	92,714	100.00	2.33	100.00
	平成 29 年	214,692	99.49	93,393	100.73	2.30	98.77
	平成 30 年	213,758	99.06	94,172	101.57	2.27	97.52
	令和元年	213,180	98.79	95,062	102.53	2.24	96.35
	令和 2 年	212,324	98.39	95,807	103.34	2.22	95.22
仙台市 全体	平成 28 年	1,053,304	100.00	495,592	100.00	2.13	100.00
	平成 29 年	1,053,717	100.04	499,668	100.82	2.11	99.22
	平成 30 年	1,056,602	100.31	505,418	101.98	2.09	98.36
	令和元年	1,058,689	100.51	511,253	103.16	2.07	97.43
	令和 2 年	1,061,177	100.75	518,187	104.56	2.05	96.35

出典：出典：「町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口データ」（仙台市市民局広聴統計課）

<http://www.city.sENdai.jp/chosatoke/shise/toke/jinko/chomebetsu.html>

仙台市全体及び各区（青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区）の人口動態の推移を表 3.2-3 に示す。

令和 2 年の自然動態は、仙台市全体では、1,288 人の自然減、3,160 人の社会増であった。本事業が立地する宮城野区では 241 人の自然増、111 人の社会増となっている。

表 3.2-3 人口動態の推移

単位：人

市区	年次	自然動態			社会動態			人口増減 (A+B)
		出生	死亡	増減(A)	転入者数	転出者数	増減(B)	
青葉区	平成 28 年	2,259	2,463	-204	20,992	20,715	277	73
	平成 29 年	2,249	2,473	-224	21,311	20,773	538	314
	平成 30 年	2,126	2,595	-469	21,164	20,447	717	248
	令和元年	1,905	2,604	-699	20,903	20,103	800	101
	令和 2 年	1,916	2,716	-800	20,331	19,526	805	5
宮城野区	平成 28 年	1,972	1,502	470	14,311	14,008	303	773
	平成 29 年	1,909	1,501	408	13,955	14,129	-174	234
	平成 30 年	1,843	1,510	333	13,813	13,844	-31	302
	令和元年	1,684	1,523	161	13,766	13,791	-25	136
	令和 2 年	1,694	1,453	241	13,483	13,372	111	352
若林区	平成 28 年	1,220	1,101	119	10,231	8,557	1,674	1,793
	平成 29 年	1,227	1,148	79	9,872	8,986	886	965
	平成 30 年	1,228	1,133	95	9,693	8,727	966	1,061
	令和元年	1,167	1,140	27	9,405	8,947	458	485
	令和 2 年	1,108	1,190	-82	9,676	8,778	898	816
太白区	平成 28 年	1,991	1,897	94	12,680	12,460	220	314
	平成 29 年	1,864	1,996	-132	13,608	12,225	1,383	1,251
	平成 30 年	1,912	2,056	-144	13,766	12,126	1,640	1,496
	令和元年	1,790	2,113	-323	13,982	12,112	1,870	1,547
	令和 2 年	1,886	2,106	-220	13,368	11,859	1,509	1,289
泉区	平成 28 年	1,570	1,665	-95	10,644	11,488	-844	-939
	平成 29 年	1,480	1,707	-227	10,610	11,119	-509	-736
	平成 30 年	1,386	1,707	-321	10,379	11,125	-746	-1,067
	令和元年	1,315	1,751	-436	10,477	10,835	-358	-794
	令和 2 年	1,316	1,743	-427	10,208	10,371	-163	-590
仙台市 全体	平成 28 年	9,012	8,628	384	68,858	67,228	1,630	2,014
	平成 29 年	8,729	8,825	-96	69,356	67,232	2,124	2,028
	平成 30 年	8,495	9,001	-506	68,815	66,269	2,546	2,040
	令和元年	7,861	9,131	-1,270	68,533	65,788	2,745	1,475
	令和 2 年	7,920	9,208	-1,288	67,066	63,906	3,160	1,872

※各年 12 月末現在の数値。

出典：「住民基本台帳人口及び世帯数（年報）人口増減数、自然増減数及び社会増減数（日本人＋外国人）」（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/juki-nEN.html>

2) 産業

仙台市の産業別就業者数及び産業分類構成比を表 3.2-4 に示す。

仙台市の平成 27 年における全就業者数は 479,339 人、そのうち第 1 次産業が 3,717 人 (0.8%)、第 2 次産業が 77,038 人 (16.5%)、第 3 次産業が 386,007 人 (82.7%)、分類不能の産業が 12,577 人 (2.7%) となっており、第 3 次産業が主体の産業構成となっている。産業別では、「卸売業、小売業」が 94,156 人 (20.17%) と最も多くなっており、次いで「医療福祉」が 57,503 人 (12.32%) となっている。平成 22 年から平成 27 年にかけての構成比の変化は、第 1 次産業が 0.1 ポイントの減少、第 2 次産業が 1.38 ポイントの増加、第 3 次産業が 1.28 ポイントの減少となっており、第 2 次産業の占める割合が微増している。

表 3.2-4 仙台市の産業分類別就業者数

産業分類 (大分類)		平成 22 年		平成 27 年	
		就業者数 (人)	構成比* (%)	就業者数 (人)	構成比* (%)
第 1 次 産業	農業	3,819	0.86	3,471	0.74
	林業	127	0.03	162	0.03
	漁業	59	0.01	84	0.02
	計	4,005	0.90	3,717	0.80
第 2 次 産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	61	0.01	67	0.01
	建設業	37,336	8.41	44,748	9.59
	製造業	29,765	6.70	32,223	6.90
	計	67,162	15.12	77,038	16.50
第 3 次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3,967	0.89	4,481	0.96
	情報通信業	16,695	3.76	17,762	3.81
	運輸業, 郵便業	26,850	6.05	26,926	5.77
	卸売業, 小売業	97,709	22.00	94,156	20.17
	金融業, 保険業	14,705	3.31	14,619	3.13
	不動産業, 物品賃貸業	12,562	2.83	15,279	3.27
	学術研究, 専門・技術サービス業	18,408	4.14	19,950	4.27
	宿泊業, 飲食サービス業	32,172	7.24	31,015	6.64
	生活関連サービス業, 娯楽業	17,473	3.93	17,216	3.69
	教育, 学習支援業	28,914	6.51	29,961	6.42
	医療, 福祉	49,176	11.07	57,503	12.32
	複合サービス事業	1,939	0.44	3,123	0.67
	サービス業 (他に分類されないもの)	34,555	7.78	34,403	7.37
	公務 (他に分類されるものを除く)	17,816	4.01	19,613	4.20
	計	372,941	83.98	386,007	82.70
—	分類不能の産業	15,372	3.46	12,577	2.69
総数		459,480	—	479,339	—
総数から「分類不能の産業」を除いた数		444,108	100.00	466,762	100.00

※ 総数から「分類不能の産業」を除いた数 (第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業の就業者数の合計) を分母とした。

出典:

- ・「平成 22 年国勢調査 産業等基本集計 (労働力状態, 就業者の産業など) 第 5-2 表 産業 (大分類), 従業上の地位 (8 区分), 男女別 15 歳以上就業者数 — 都道府県, 市町村・旧市町村」(総務省統計局)
- ・「平成 27 年国勢調査 産業等基本集計 (労働力状態, 就業者の産業など) 第 6-3 表 産業 (大分類), 男女別 15 歳以上就業者数及び産業別割合 — 都道府県, 市区町村」(総務省統計局)

3.2.2 土地利用

1) 土地利用状況

仙台市の地目別面積の推移を表 3.2-5、調査範囲の土地利用図を図 3.2-1 に示す。

仙台市の総面積は 78,635ha であり、地目別面積では森林が 45,036ha と最も多くなっており市域の約 57%を占め、次いで宅地 12,988ha (16.5%)、その他 6,568ha (8.4%)、農地 5,850ha (7.4%) となっている。平成 28 年からの経年変化をみると、宅地と道路等が増加、農地、森林及び原野等が減少している。

国土数値情報土地利用細分メッシュデータによると、調査範囲内の地目別メッシュ比率は、表 3.2-6 に示すとおりであり、建物用地が 67%を占めており、次いで森林 17.4%、その他の用地 7.7% となっている。なお、計画地の場所は「その他の用地」に分類される。

表 3.2-5 仙台市の地目別面積の推移

単位：ha

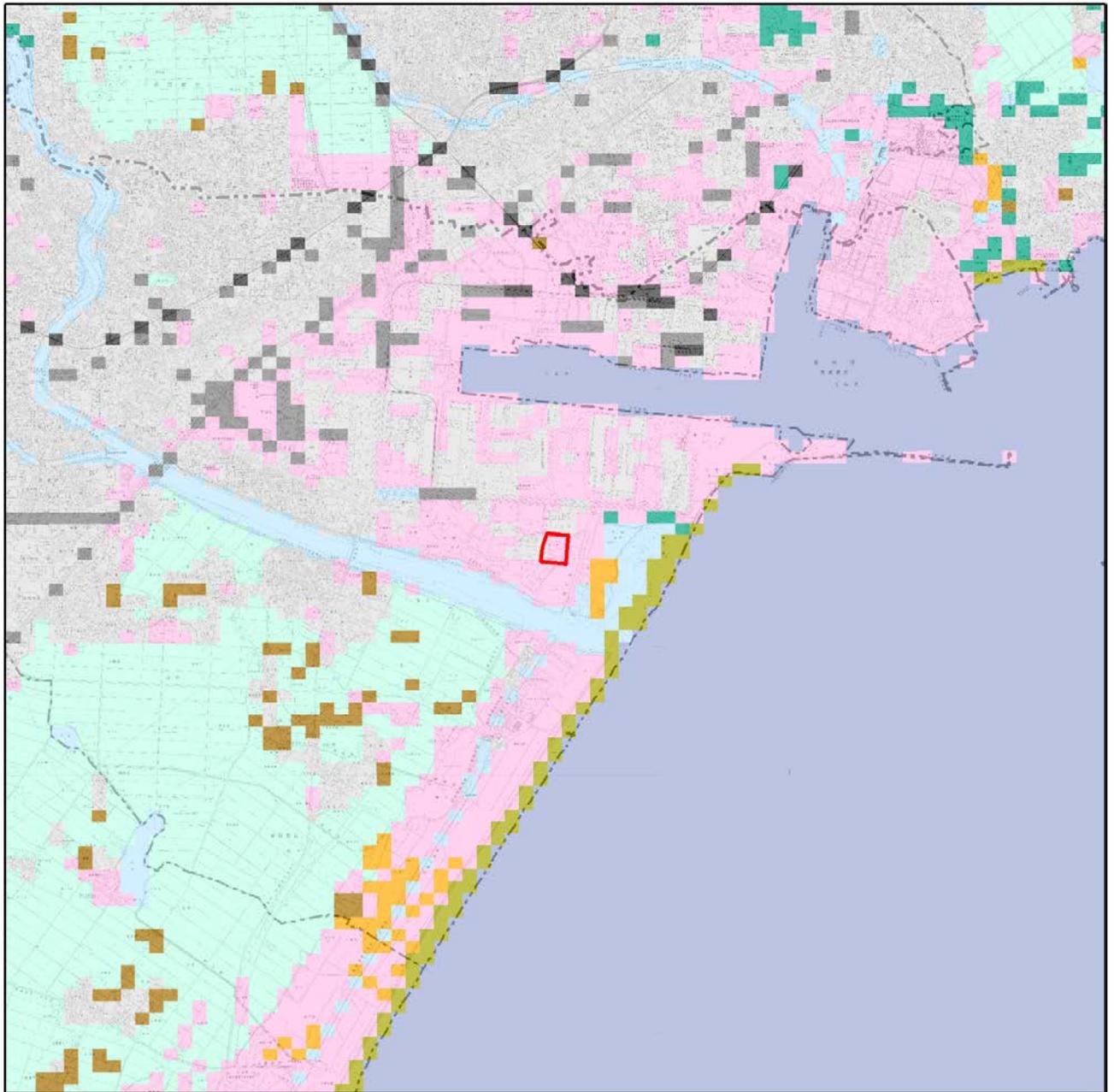
年次	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	合計
平成 28 年	6,060	45,333	3	2,602	5,077	12,959	6,596	78,630
平成 29 年	6,050	45,325	1	2,606	5,524	12,994	6,130	78,630
平成 30 年	6,000	45,263	1	2,606	5,559	12,965	6,236	78,630
令和元年	5,920	45,049	1	2,606	5,568	12,968	6,518	78,630
令和 2 年	5,850	45,036	1	2,605	5,587	12,988	6,568	78,635
構成比 (令和 2 年)	7.4%	57.3%	0.001%	3.3%	7.1%	16.5%	8.4%	

出典：「宮城県統計年鑑 土地・気象 市町村・地目別土地面積 (各年 4 月 1 日現在)」(宮城県)

表 3.2-6 調査範囲内における土地利用種別構成比率

土地利用種別	田	その他の農用地	森林	荒地	建物用地	道路	鉄道	その他の用地	河川及び湖沼	海浜	海水域	総計
メッシュ数	1,173	79	69	52	1,875	151	41	1,247	296	78	2,252	7,313
構成比	16.0%	1.1%	0.9%	0.7%	25.6%	2.1%	0.6%	17.1%	4.0%	1.1%	30.8%	100%

出典：「国土数値情報土地利用細分メッシュデータ (H27 年データ)」(国土数値情報ダウンロードサービス)



- 凡例**
- 計画地
 - 田
 - その他の農用地
 - 森林
 - 荒地
 - 建物用地
 - 道路
 - 鉄道
 - その他の用地
 - 河川地及び湖沼
 - 海浜
 - 海水域

出典：「国土数値情報土地利用細分メッシュデータ（H27年データ）」
 （国土数値情報ダウンロードサービス）

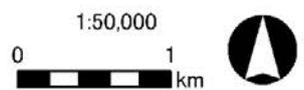


図 3.2-1 土地利用図

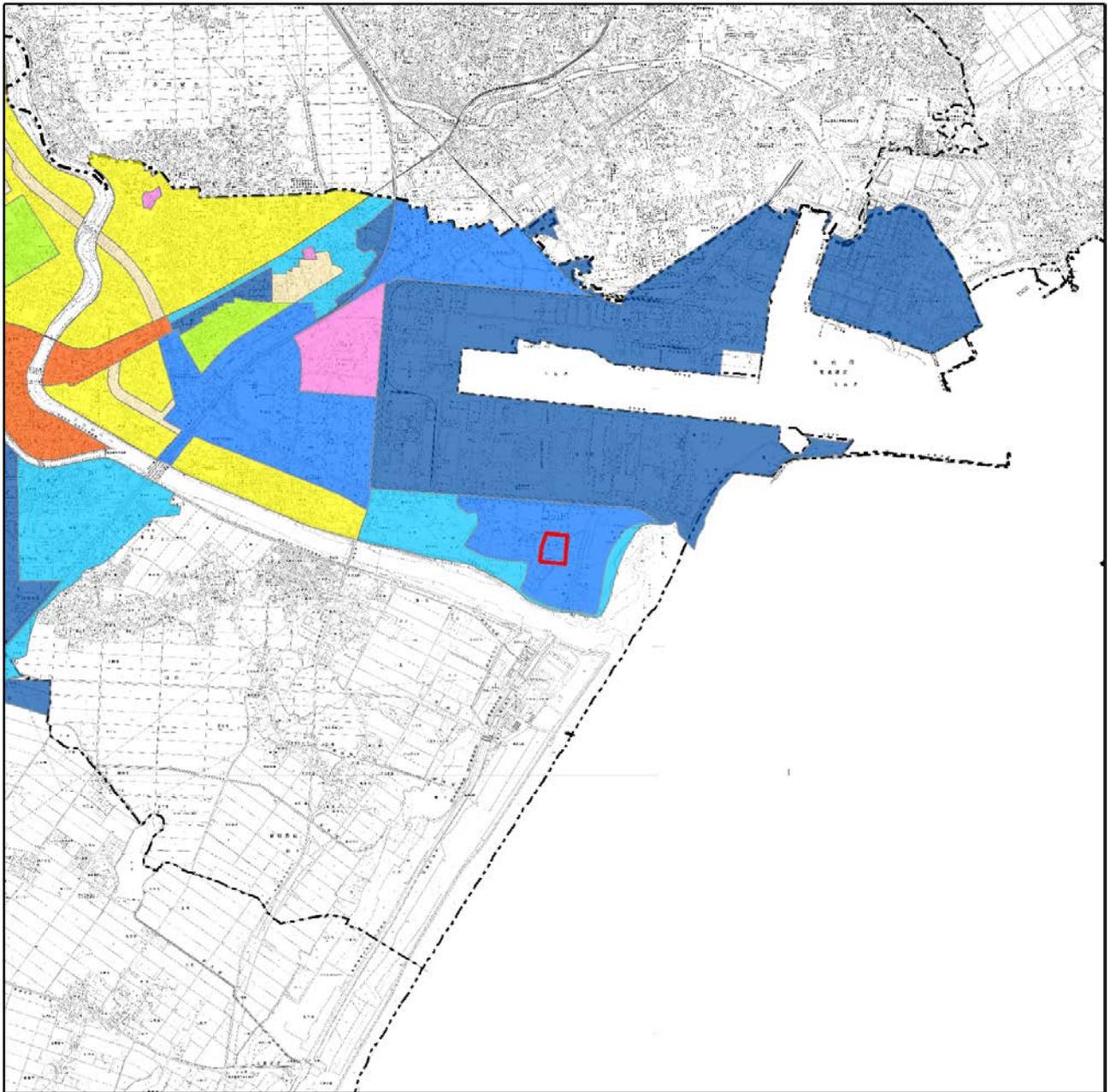
2) 用途地域

仙台市における都市計画区域の面積を表 3.2-7、調査範囲の用途地域を図 3.2-2 に示す。計画地は、工業専用地域に立地している。

表 3.2-7 都市計画区域の面積

種別		面積 (ha)
都市計画区域	総面積	44,296
	市街化区域面積	18,010
	市街化調整区域	26,286
用途地域	第一種低層住居専用地域	5,466
	第二種低層住居専用地域	6
	第一種中高層住居専用地域	734
	第二種中高層住居専用地域	1,569
	第一種住居地域	2,952
	第二種住居地域	2,509
	準住居地域	64
	近隣商業地域	973
	商業地域	937
	準工業地域	1,098
	工業地域	459
	工業専用地域	1,243

出典：「宮城の都市計画（資料編）概要版」（令和2年3月31日現在、宮城県土木部都市計画課）



凡例

計画地

用途地域分類

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

出典：「宮城の都市計画（資料編）概要版」（令和2年3月31日現在、宮城県土木部都市計画課）

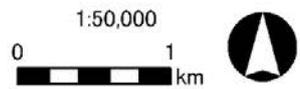


図 3.2-2 用途地域図

3) 周辺開発計画

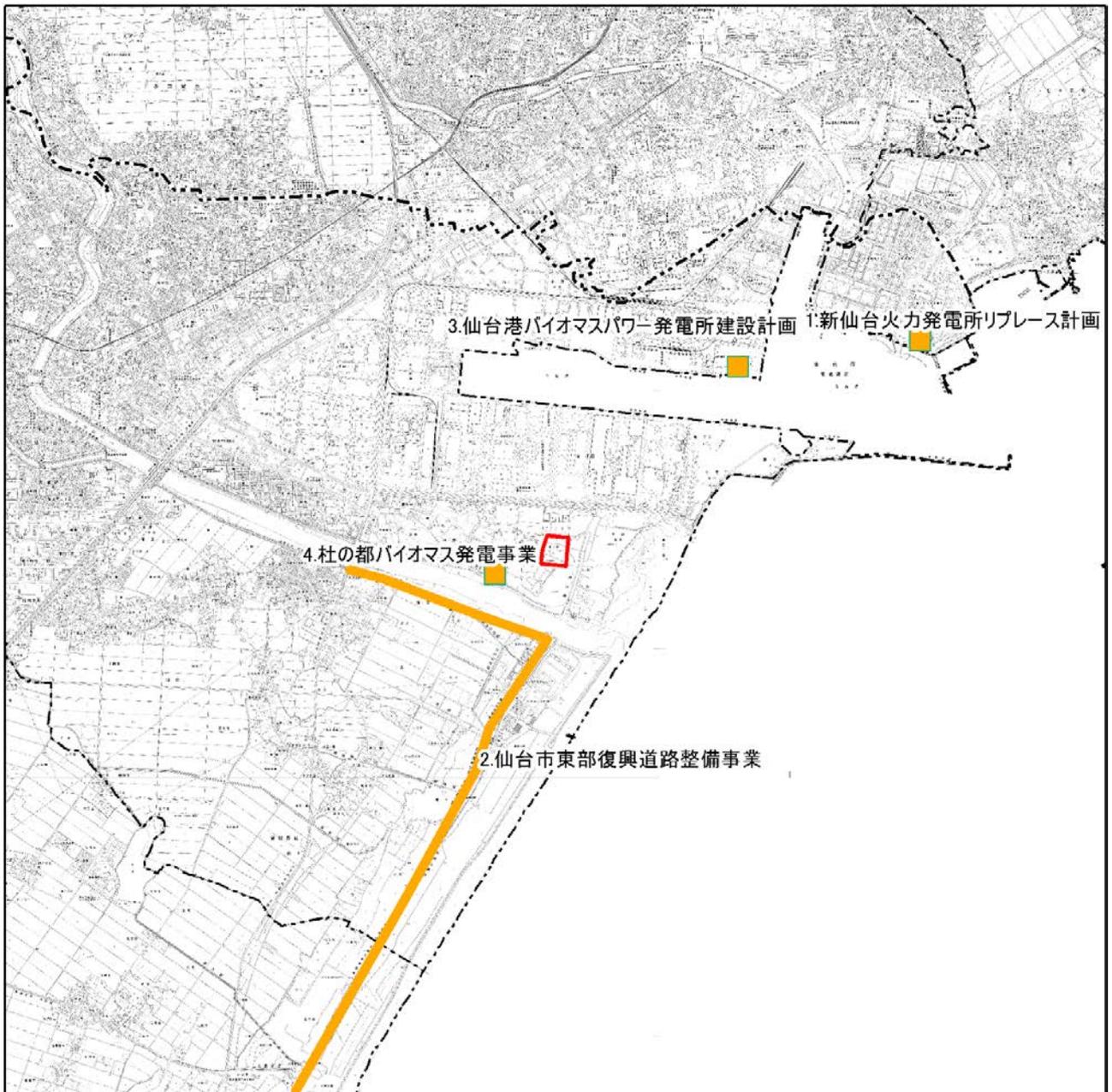
計画地周辺における実施又は計画中の開発事業を表 3.2-8 及び図 3.2-3 に示す。

表 3.2-8 計画地周辺の開発計画

No	状況	計画地からの距離	項目	内容
1	供用中	約 3.4km	事業名称	新仙台火力発電所リプレース計画
			種別	法対象事業
			事業者の名称	東北電力株式会社
			事業の種類	発電設備の新設を伴う火力発電所の変更
			事業の規模	出力 98 万キロワット級
			事業の位置	仙台市宮城野区港五丁目 2 番 1 号及び地先海域
			工事着手日	平成 24 年 1 月 5 日
			工事完了日	平成 27 年 12 月 1 日 (3-1 号機) 平成 28 年 7 月 1 日 (3-2 号機)
2	供用中	約 0.6~9.3 km	事業名称	仙台市東部復興道路整備事業
			種別	条例対象事業
			事業者の名称	仙台市
			事業の種類	道路の新設及び改築の事業
			事業の規模	計画延長約 10 キロメートル、車線数 2 車線
			事業の位置	宮城野区蒲生の一部、岡田の一部 若林区荒浜の一部、荒浜新 1 丁目の一部、荒浜新 2 丁目の一部、井土の一部、二木の一部、種次の一部、藤塚の一部
			工事着手日	平成 26 年 2 月 24 日
			工事完了日	—
3	工事中	約 2.5km	事業名称	仙台港バイオマスパワー発電所建設計画
			種別	条例対象事業
			事業者の名称	仙台港バイオマスパワー合同会社
			事業の種類	電気工作物の設置の事業 (木質バイオマスの専焼による火力発電所の設置)
			事業の規模	出力 11.2 万キロワット
			事業の位置	仙台市宮城野区港 4 丁目
			工事着手日	—
			工事完了日	—
4	工事中	約 0.5km	事業名称	杜の都バイオマス発電事業
			種別	条例対象事業
			事業者の名称	合同会社バイオマスエナジー
			事業の種類	電気工作物の設置の事業 (バイオマス専焼による火力発電所の設置)
			事業の規模	出力 74,950 キロワット
			事業の位置	仙台市宮城野区蒲生字荒田 1 番 1 号 外
			工事着手日	令和 3 年 2 月 1 日
			工事完了日	—

出典：

- ・仙台市 HP 環境影響評価実施状況
<https://www.city.sendai.jp/kurashi/machi/kankyohozEN/kurashi/kankyo/ekyo/index.html>
- ・「事後調査報告書 (第 2 回)」 新仙台火力発電所リプレース計画 (令和元年 9 月 東北電力株式会社)
- ・「事後調査報告書 (第 6 回)」 仙台市東部復興道路整備事業 (令和 2 年 5 月 仙台市)
- ・「環境影響評価書 仙台港バイオマスパワー発電所建設計画」 (令和 2 年 2 月 住友商事株式会社)
- ・「環境影響評価書 杜の都バイオマス発電事業」 (令和 2 年 6 月 株式会社レノバ)



凡例

- 計画地
- 周辺開発計画位置(点)
- 周辺開発計画位置(線)

※ 各事業の位置は大まかな位置である。

出典：

- ・仙台市 HP 環境影響評価実施状況
<https://www.city.sendai.jp/kurashi/machi/kankyohozEN/kurashi/kankyo/ekyo/index.html>
- ・「事後調査報告書（第2回）」 新仙台火力発電所リブレース計画」（令和元年9月 東北電力株式会社）
- ・「事後調査報告書（第6回）」 仙台市東部復興道路整備事業」（令和2年5月 仙台市）
- ・「環境影響評価書 仙台港バイオマスパワー発電所建設計画」（令和2年2月 住友商事株式会社）
- ・「環境影響評価書 杜の都バイオマス発電事業」（令和2年6月 株式会社レノバ）

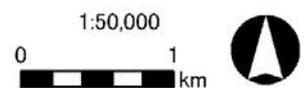


図 3.2-3 周辺開発計画の位置

3.2.3 水利用

1) 水利権の設定及び利水の状況

計画地が位置する仙台市宮城野区蒲生への配水状況は、①釜房ダムを水源とする茂庭浄水場からの配水のほか、配水幹線経由で②大倉ダムを水源とする国見浄水場、③七北田ダム及び宮床ダムを水源とする福岡浄水場からの配水がある。浄水場の諸元を表 3.2-9、仙台市の配水区域図を図 3.2-4 に示す。

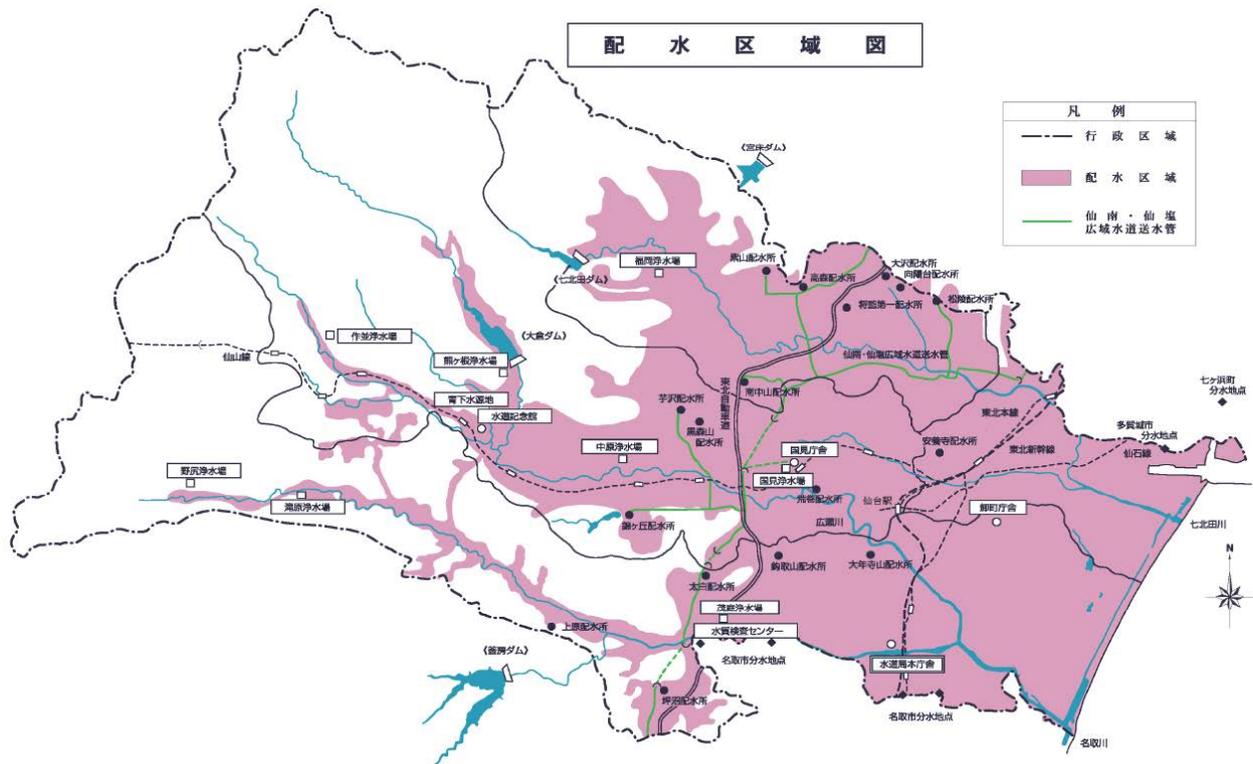
工業用水は、仙台塩釜港（仙台港区）内に立地する事業所等に供給する「仙塩工業用水道」及び「仙台圏工業用水道」があるが、本事業では工業用水道の利用を想定していない。

農業用水取水施設に関しては、調査範囲に位置する農業用水取水施設はない。

表 3.2-9 浄水場の諸元

浄水場	茂庭浄水場	国見浄水場	福岡浄水場	
河川名	碁石川	大倉川	七北田川	宮床川
水源	釜房ダム貯留水	大倉ダム放流水	七北田ダム放流水	宮床ダム貯留水
貯水施設	釜房ダム	大倉ダム	七北田ダム	宮床ダム
取水施設	貯水塔	取水門	貯水堰	貯水塔
取水方法	自然流下	自然流下	ポンプ揚水	ポンプ揚水
導水施設	隧道：7,234m 導水管：3,101m、口径 1,100～1,650mm	隧道：7,850m 導水管：4,213m、口径 1,200mm	導水管：1,550m、口径 800mm	調整池：1000m ³ 導水管：7,780m、口径 350～400mm
浄水施設	高速凝集沈澱池 6 池 急速ろ過池 20 池	高速凝集沈澱池 4 池 急速ろ過池 12 池	横流式沈澱池 2 池 急速ろ過池 16 池	
配水能力	144,500m ³ /日	90,500m ³ /日	38,700m ³ /日	
送水施設	—	—	28,300m、口径 250～800mm	
主な配水施設（配水所）	浄水場内 75,000m ³ 大年寺山 16,000m ³	浄水場内 33,000m ³ 荒巻 10,000m ³ 安養寺 8,000m ³	将監第一 10,000m ³ 大沢 3,000m ³ 向陽台 3,000m ³ 寺岡 2,500m ³ 住吉台 2,300m ³ 加茂 2,000m ³	

出典：「事業概要（令和2年4月1日）」（仙台市水道局）



出典：「事業概要（令和2年4月1日）（仙台市水道局）」

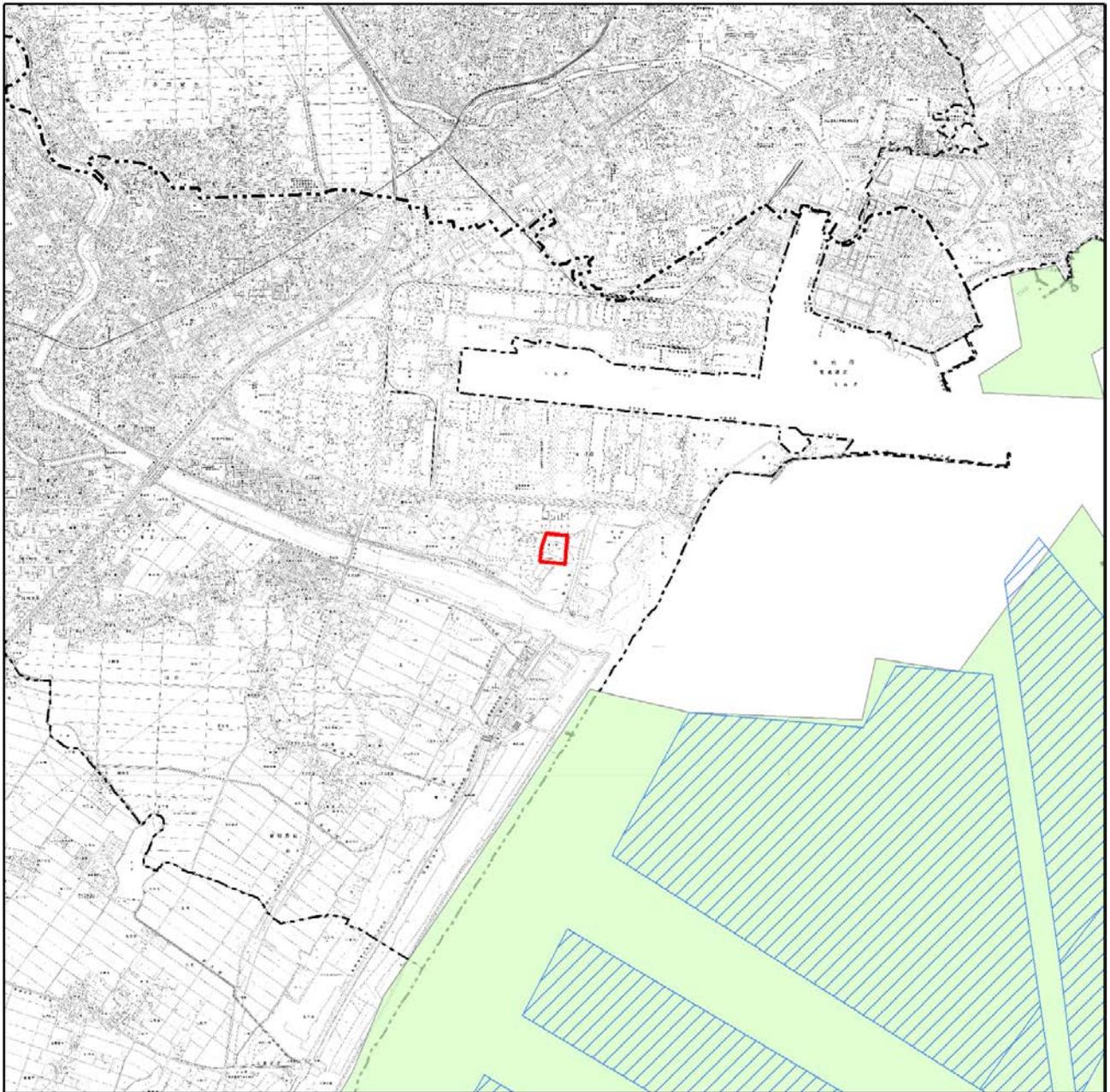
図 3.2-4 仙台市配水区域図

2) 漁業権の設定の状況

調査範囲の漁業権の設定状況を図 3.2-5 に示す。七北田川の河口域で漁業権が設定されている。なお、「宮城県内水面漁業調整規則」（平成 11 年宮城県規則第 112 号）によると、内水面における漁業権の設定はない。

3) その他の河川、湖沼の利用並びに地下水利用の状況

河川、湖沼の状況は「3.1.2 4) (1) a) 河川・湖沼・海域等の概要」に示したとおりである。



凡例

- 計画地
- 共同漁業権
- 区画漁業権

出典：「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省大臣官房環境影響評価課）

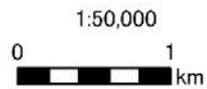


図 3.2-5 漁業権の設定状況

3.2.4 社会資本整備等

1) 交通

調査範囲の交通網の状況を図 3.2-6 に示す。

(1) 道路

平成 27 年度道路交通センサスの交通量を表 3.2-10 に示す。また、仙台市が平成 6 年度から 7 回にわたって実施している「交差点交通量調査」に基づく、主要交差点（図 3.2-7）における平成 29 年の自動車交通量調査結果を表 3.2-11 に示す。

表 3.2-10 主な道路の交通量（平成 27 年度）

No.	路線名	区間 (起点～終点)	調査地点	自動車類交通量(台)			昼夜率	ピーク 比率** (%)	大型車 混入率** (%)	
				区分	小型車	大型車				合計
1	県道 10 号塩釜亘理線（主要地方道）	一般国道 6 号(仙台 東部道路)～蒲生福 田線	仙台市宮城野 区蒲生	昼間	7,418	6,207	13,625	1.41	9.0	45.6
				12 時間						
				24 時間						
2	"	仙台塩釜線～一般 国道 6 号(仙台東 部道路)	仙台市宮城野 区蒲生	昼間	7,418	6,207	13,625	1.41	9.0	45.6
				12 時間						
				24 時間						
3	"	塩釜亘理線～仙台 塩釜線	宮城県仙台市 宮城野区中野 腰廻	昼間	25,183	4,833	30,016	1.32	10.5	16.1
				12 時間						
				24 時間						
4	"	蒲生福田線～仙台 市宮城野区・仙台 市若林区境	宮城県仙台市 若林区浜前西	昼間	5,755	6,112	11,867	1.38	9.2	51.5
				12 時間						
				24 時間						
5	県道 139 号蒲生福 田線	(記載なし)～塩釜 亘理線	—	昼間	5,207	447	5,654	1.25	13.9	7.9
				12 時間						
6	"	塩釜亘理線～一般 国道 45 号	—	24 時間	6,325	743	7,068	1.25	13.9	7.9
				昼間						
				12 時間						
7	一般国道 6 号(仙台 東部道路)	塩釜亘理線(仙 台港 IC)～一般 国道 45 号(仙 台港北 IC)	塩釜亘理線仙 台港 IC～一般 国道 45 号仙 台港北 IC	昼間	18,734	7,837	26,571	1.28	11.4	29.5
				12 時間						
				24 時間						
8	"	仙台市若林区・仙 台市宮城野区境～ 塩釜亘理線(仙 台港 IC)	仙台塩釜線仙 台東 IC～塩 釜亘理線仙 台港 IC	昼間	20,332	7,518	27,850	1.28	11.9	27.0
				12 時間						
				24 時間						

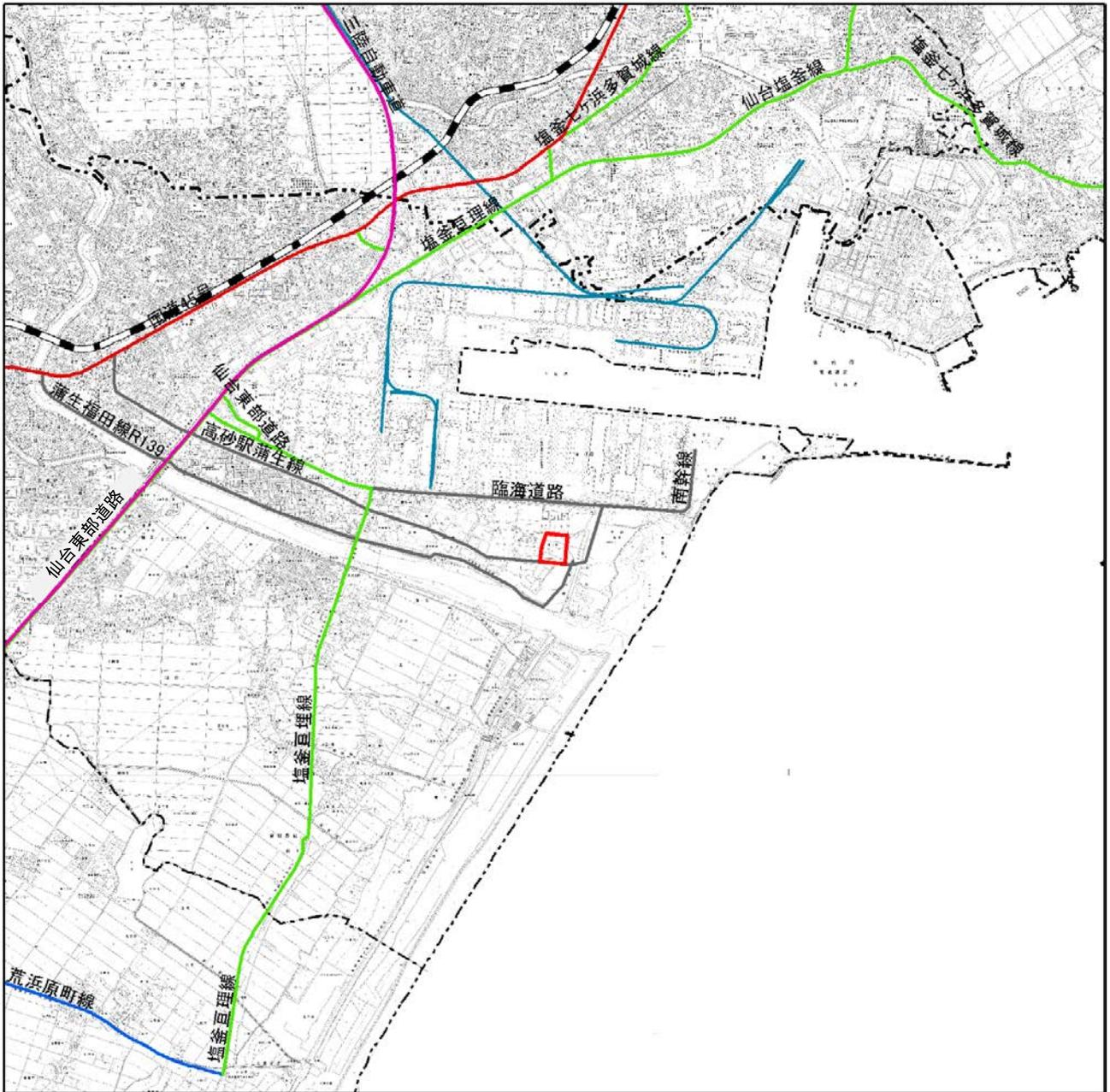
出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」 <https://www.mlit.go.jp/road/cENSus/h27/index.html>

※ ピーク比率及び大型車混入率は昼間 12 時間である。

表 3.2-11 主要交差点の交通量（平成 29 年度）

地点名	交差点名	12 時間交通量調査結果（台）						自動車類 計	大型車 混入率
		二輪車	小型 貨物車	乗用車	大型 貨物車	バス			
1	田子交差点	344	3,267	19,467	3,818	158	26,710	14.9	
2	中野栄駅前	398	4,627	23,390	3,000	196	31,213	10.2	
3	出花	356	5,402	28,492	5,545	152	39,591	14.4	
4	中野石橋	411	7,220	31,828	9,461	144	48,653	19.7	
5	鶴巻	456	7,144	32,521	8,109	138	47,912	17.2	
6	蒲生二本木	178	3,002	11,949	10,627	76	25,654	41.7	

出典：「交差点交通量調査（平成 29 年度）」（仙台市）



- 凡例**
- 計画地
 - 主要な道路
 - 高速自動車国道
 - 一般国道
 - 主要地方道(県道)
 - 一般県道
 - その他道路
 - 鉄道
 - 貨物線

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」
<https://www.mlit.go.jp/road/cENSus/h27/index.html>

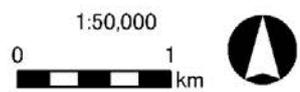
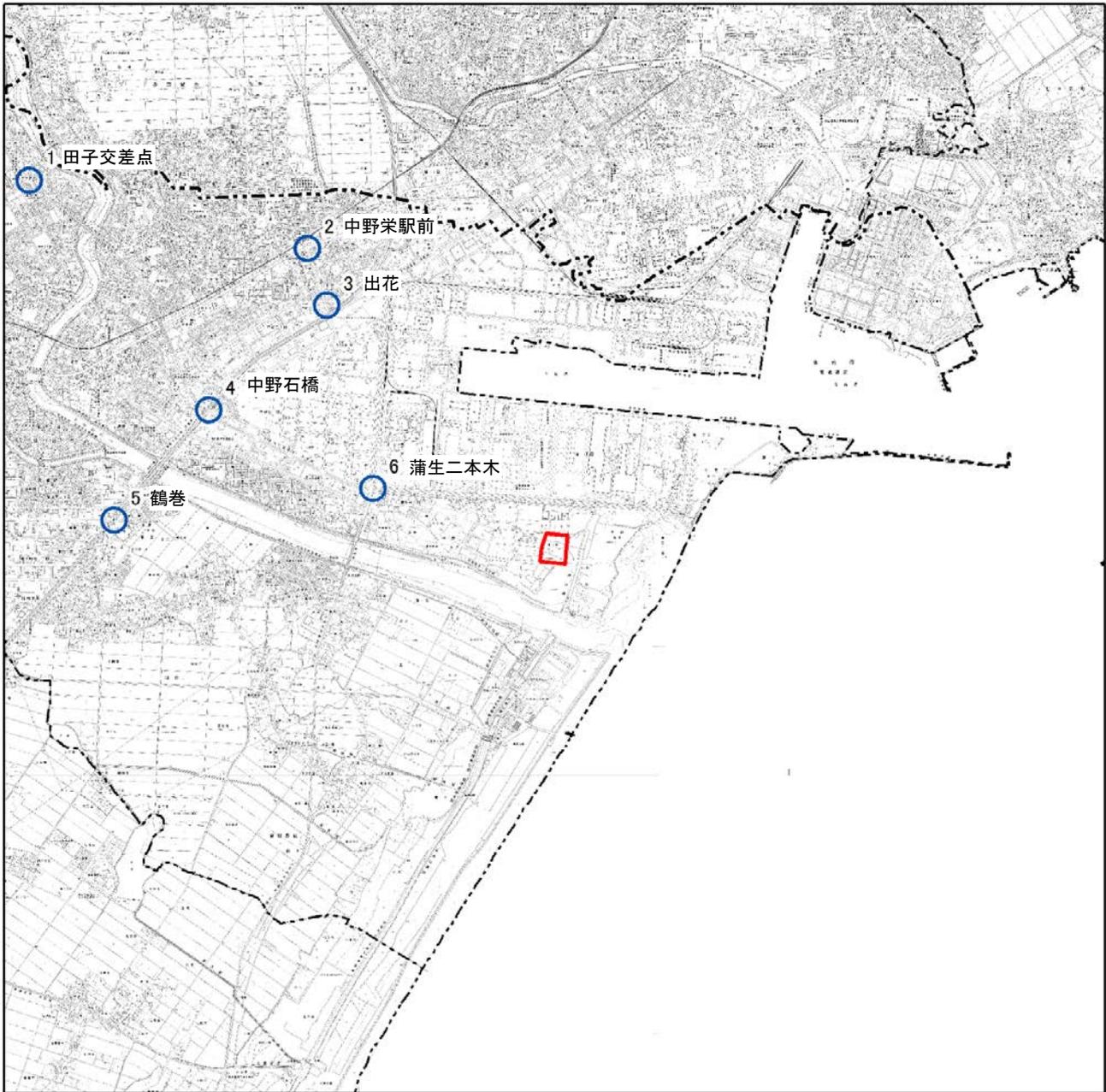


図 3.2-6 交通量調査地点図



凡例

- 計画地
- 交通量調査地点

出典：「交差点交通量調査（平成 29 年度）」（仙台市）

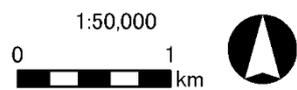


図 3.2-7 主要交差点における交通量調査地点図

(2) 鉄道

計画地周辺の鉄道として、JR 東日本仙石線のほか、仙台港地区と内陸部を結ぶ貨物線である仙台臨海鉄道が存在する。

(3) 海上交通

計画地の北側に仙台塩釜港（仙台港区）が存在する。仙台港区における令和元年度の入港船舶は 6,557 隻、海上出入貨物量は 37,661,366 トンである。

出典：「令和元年 宮城の港湾統計」（宮城県）

2) 上水道・下水道

(1) 上水道

仙台市の給水普及状況を表 3.2-12 に示す。仙台市の水道普及率は 99.7%（令和元年度）であり、給水人口のほぼ全てが市上水道でまかなわれている。

この他、宮城県資料によれば、簡易水道はなく、専用水道が 59 か所存在する。

出典：「宮城県の水道」の概要（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/miyaginosuidou.html>

表 3.2-12 仙台市における水道普及状況

年度	行政区域内人口（人） [A]	現在給水人口※（人） [B]	普及率（%） [B/A]
平成 29 年度	1,056,602	1,056,423	99.7
平成 30 年度	1,058,689	1,058,518	99.7
令和元年度	1,061,177	1,061,004	99.7

出典：「令和元年度水道事業統計年報」（仙台市水道局）

※ 現在給水人口のうち行政区域内の値である。

(2) 下水道

仙台市の下水道普及状況を表 3.2-13 に示す。下水道普及率は 98.2%（令和元年度）である。

表 3.2-13 仙台市における下水道普及状況

年度	行政区域人口 （人） [A]	処理区域人口 （人） [B]	水洗化人口 （人） [C]	普及率 （%） [B/A]	処理率 （%） [C/A]	水洗化率 （%） [C/B]
平成 29 年度	1,056,202	1,036,660	1,032,601	98.1	97.8	99.6
平成 30 年度	1,058,689	1,039,448	1,035,741	98.2	97.8	99.6
令和元年度	1,058,689	1,039,448	1,035,741	98.2	97.8	99.6

出典：「宮城県統計年鑑」（宮城県）

※ 各年度 3 月末の値である。

(3) 廃棄物処理施設等

仙台市におけるごみ排出量及び処理内訳の推移を表 3.2-14 に示す。仙台市のごみ排出量は 373,373t（令和元年度）であり、過去 5 年間でみると、ごみ総量及び 1 人 1 日あたり排出量のどちらも減少傾向である。

仙台市のごみ処理施設は焼却施設が3か所（今泉工場、葛岡工場、松森工場）、埋立処分場等が3か所（石積埋立処分場、延寿埋立処分場、森郷埋立処分地排水処理施設）存在するが、いずれも調査範囲外である。また、調査範囲内にし尿処理施設が1か所（南蒲生環境センター）存在する。

仙台市内の産業廃棄物処理業者名簿によれば、最終処分の許可業者は存在しないが、中間処理の許可業者が25業者、収集運搬の許可業者が4業者存在する。

出典：「令和2年度仙台市環境局事業概要」（仙台市環境局、令和2年8月）、
仙台市産業廃棄物処理業者名簿（令和3年4月現在）

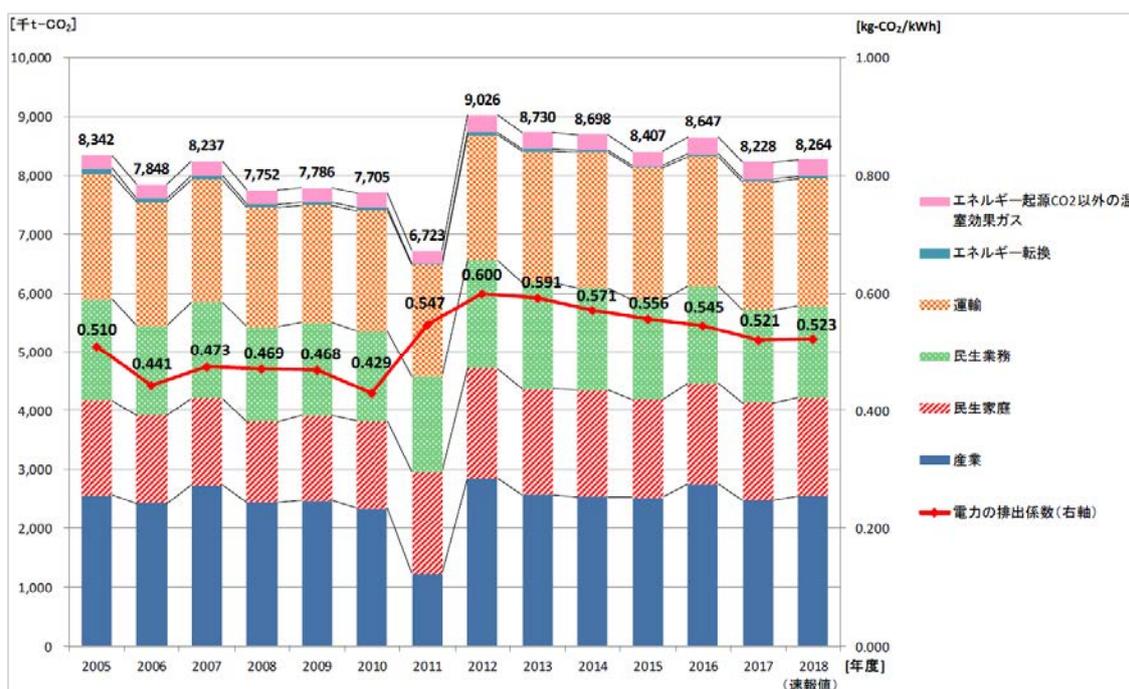
表 3.2-14 仙台市におけるごみ処理の推移

年度	人口(人)	生活ごみ量(t)		事業ごみ量(t)		ごみ総量(t)		ごみ総量の処分の内訳		
		1人1日あたり排出量(g)	1人1日あたり排出量(g)	1人1日あたり排出量(g)	1人1日あたり排出量(g)	焼却量(t)	埋立量(t)	資源化量(t)		
平成27年度	1,082,185	240,555	607	140,481	355	381,036	962	329,294	4,596	47,146
平成28年度	1,084,674	236,181	597	139,852	353	376,033	950	325,903	4,170	45,960
平成29年度	1,086,377	236,086	595	141,509	357	377,595	952	328,502	4,343	44,750
平成30年度	1,088,669	233,408	587	137,158	345	370,566	933	322,515	3,709	44,342
令和元年度	1,090,263	234,235	587	139,138	349	373,373	936	326,017	3,857	43,499

出典：「令和2年度仙台市環境局事業概要」（仙台市環境局、令和2年8月）

(4) 温室効果ガス

仙台市域の温室効果ガス排出量の推移を図 3.2-8 に示す。仙台市域における温室効果ガス排出量は822.8万 t-CO₂（2017年度確定値）であり、2016年度から4.8%の減少、基準年である2010年度比で6.8%増加した。仙台市によれば2017年度は、電力排出係数の減少の影響等を受けているほか、産業部門からの排出量が減少したものと推測されている。



出典：「仙台市域における温室効果ガス排出量の概要～平成29年度（2017）年度確定値および平成30年度（2018）年度速報値～」

図 3.2-8 仙台市域の温室効果ガス排出量の推移

3.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

計画地及びその周囲における学校施設等、病院・社会福祉施設等の配慮が特に必要な施設を表 3.2-15～表 3.2-18 及び図 3.2-9 に示す。

表 3.2-15 配慮が必要な施設等（学校施設等）

No.	分類	名称	住所
1	小学校	中野栄小学校	仙台市宮城野区栄三丁目 12 - 1
2		福室小学校	仙台市宮城野区福室五丁目 16-1
3		田子小学校	仙台市宮城野区田子二丁目 1-1
4		鶴巻小学校	仙台市宮城野区鶴巻一丁目 15-1
5		岡田小学校	仙台市宮城野区岡田字北在家 67
6	中学校	中野中学校	仙台市宮城野区中野字高橋前 65
7		高砂中学校	仙台市宮城野区白鳥一丁目 32-1
8	幼稚園	なかの幼稚園	仙台市宮城野区中野字阿弥陀堂 39
9		ふくむろ幼稚園	仙台市宮城野区福室五丁目 11-30
10		上田子幼稚園	仙台市宮城野区田子三丁目 13-36
11		あけぼの幼稚園	仙台市宮城野区高砂一丁目 7-1
12		しらとり幼稚園	仙台市宮城野区白鳥二丁目 11-24
13		ふくだまち幼稚園	仙台市宮城野区福田町二丁目 26-1

出典：せんだいくらしのマップ（教育・子育て）

<https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal>（令和3年6月閲覧）

表 3.2-16 配慮が必要な施設等（保育所等）

No.	分類	名称	住所
1	保育所	ロリポップクラブ出花園	仙台市宮城野区出花二丁目 5-12
2		中野栄あぐしろ保育所	仙台市宮城野区出花一丁目 279 番地
3		ニチイキッズ仙台さかえ保育園	仙台市宮城野区栄一丁目 3-15
4		福室希望園	仙台市宮城野区福室六丁目 19-14
5		田子希望園	仙台市宮城野区田子二丁目 33-28
6		高砂保育所	仙台市宮城野区高砂一丁目 24-13
7		福田町あぐしろ保育所	仙台市宮城野区福田町一丁目 15-2
8		鶴巻保育所	仙台市宮城野区鶴巻一丁目 21-5
9	児童館・児童センター	中野栄児童館	仙台市宮城野区栄 3-11-11
10		福室児童館	仙台市宮城野区福室 5-9-36
11		田子児童館	仙台市宮城野区田子 2-4-25
12		高砂児童館	仙台市宮城野区高砂 1-24-9
13		岡田児童館	仙台市宮城野区岡田字北在家 65-1
14		鶴巻児童館	仙台市宮城野区鶴巻 1-15-32
15	小規模保育事業	さくらんぼ保育園	仙台市宮城野区出花 1 丁目 3-10
16		びっころきっず中野栄	仙台市宮城野区中野字寺前 33-3
17		ぼだい保育園	仙台市宮城野区中野字阿弥陀堂 39
18		保育園レインボーナーサリー田子館	仙台市宮城野区田子 2 丁目 10-2
19		しらとり保育園	仙台市宮城野区白鳥 2 丁目 11-24
20	認定こども園	立華認定こども園	仙台市宮城野区中野字大貝沼 20-17

出典：せんだいくらしのマップ（健康・福祉・医療）

<https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal>（令和3年6月閲覧）

表 3.2-17 配慮が必要な施設等（老人福祉施設等）

No.	分類	名称	住所
1	福祉施設 (障害のある方)	クリアリンクハウス仙台	仙台市宮城野区出花 1-3-11 (宮城野雲母倶楽部+ら i ふ内)
2		高砂はげみホーム	仙台市宮城野区福室七丁目 8-20
3		縁むすび	仙台市宮城野区高砂 1-11-2-108
4		アクティブ・デイ	仙台市宮城野区高砂一丁目 160-3
—		バンビの杜蒲生 (閉鎖*)	仙台市宮城野区蒲生字二本木 127-5
5		仙台市白鳥たんぼぼホーム	仙台市宮城野区白鳥一丁目 23-28
6		仙台市高砂老人福祉センター	仙台市宮城野区高砂 1-24-9
7		仙台市鶴巻老人憩の家	仙台市宮城野区福田町三丁目 1-20
8	仙台市岡田老人憩の家	仙台市宮城野区蒲生字雑子袋 3-14	
9	デイサービスセンター	中野栄デイサービスセンター	仙台市宮城野区出花二丁目 11-5
10		GENKINEXT 仙台中野栄	仙台市宮城野区中野字柳原 17 番地
11		やさしい手仙台デイサービスゆめふる中野栄	仙台市宮城野区中野字出花西 90 番 12 号 アイ・フローラル中野 1F
12		株式会社ほの花	仙台市宮城野区栄四丁目 6 番 22 号
13		福室デイサービスセンター	仙台市宮城野区福室七丁目 6 番 17 号
14		デイサービスみやぎの杜	仙台市宮城野区田子二丁目 27 番 22 号
15		アースサポート仙台高砂	仙台市宮城野区福室三丁目 24 番 18 号
16		仙台市高砂デイサービスセンター	仙台市宮城野区高砂 1-24-9
17		デイサービスくつろぎ	仙台市宮城野区蒲生字北屋ヶ城 88 番地の 8
18		通所介護事業所リツワつるまき	仙台市宮城野区鶴巻二丁目 2-28
19		Qアップスタジオ宮城野	仙台市宮城野区鶴巻二丁目 1 番 13 号
20		デイサービスセンターすてら	仙台市宮城野区福田町南一丁目 3 番 27 号
21		セントケア福田町	仙台市宮城野区福田町三丁目 7 番 1 号 コートサンライズ 1F
22	老人ホーム	ルポ福室	仙台市宮城野区福室 4-5-5
23		フループライフガーデン	仙台市宮城野区福室七丁目 6-20
24		ベストライフ仙台東	仙台市宮城野区高砂 1-30-20
25	小規模多機能型居宅介護施設	セントケア仙台田子	仙台市宮城野区田子三丁目 19-40
26		杜の家ゆづる	仙台市宮城野区鶴巻 1-19-5
27	グループホーム	ニチイケアセンター仙台福室	仙台市宮城野区福室五丁目 4-38
28		グループホームデイジー	仙台市宮城野区田子字田子西 115-1
29		愛・グループホーム仙台高砂	仙台市宮城野区高砂 2-7-8
30		認知症高齢者グループホームふれあいの家白鳥	仙台市宮城野区白鳥一丁目 34-12
31	グループホームゆづるの杜	仙台市宮城野区鶴巻 1 丁目 19	
32	老人保健施設	リハビリパーク高砂	仙台市宮城野区福室 3-14-16
33		フループ福室短期入所生活介護	仙台市宮城野区福室 7-6-17
34		みはるの杜	仙台市宮城野区福室 2-5-27
35		ショートステイサービスすてら	仙台市宮城野区福田町南 1-3-27
36	病院	東北医科薬科大学病院	仙台市宮城野区福室 1-12-1
37	保健所・保健センター	高砂保健センター	仙台市宮城野区高砂 1-24-9
38	地域包括支援センター	高砂地域包括支援センター	仙台市宮城野区高砂一丁目 24 番地の 9

※ 「バンビの杜蒲生」は平成 25 年度に就労支援施設として認定が取り消され就労実態はない (令和 3 年 6 月確認)。

出典：せんだいくらしのマップ (健康・福祉・医療)

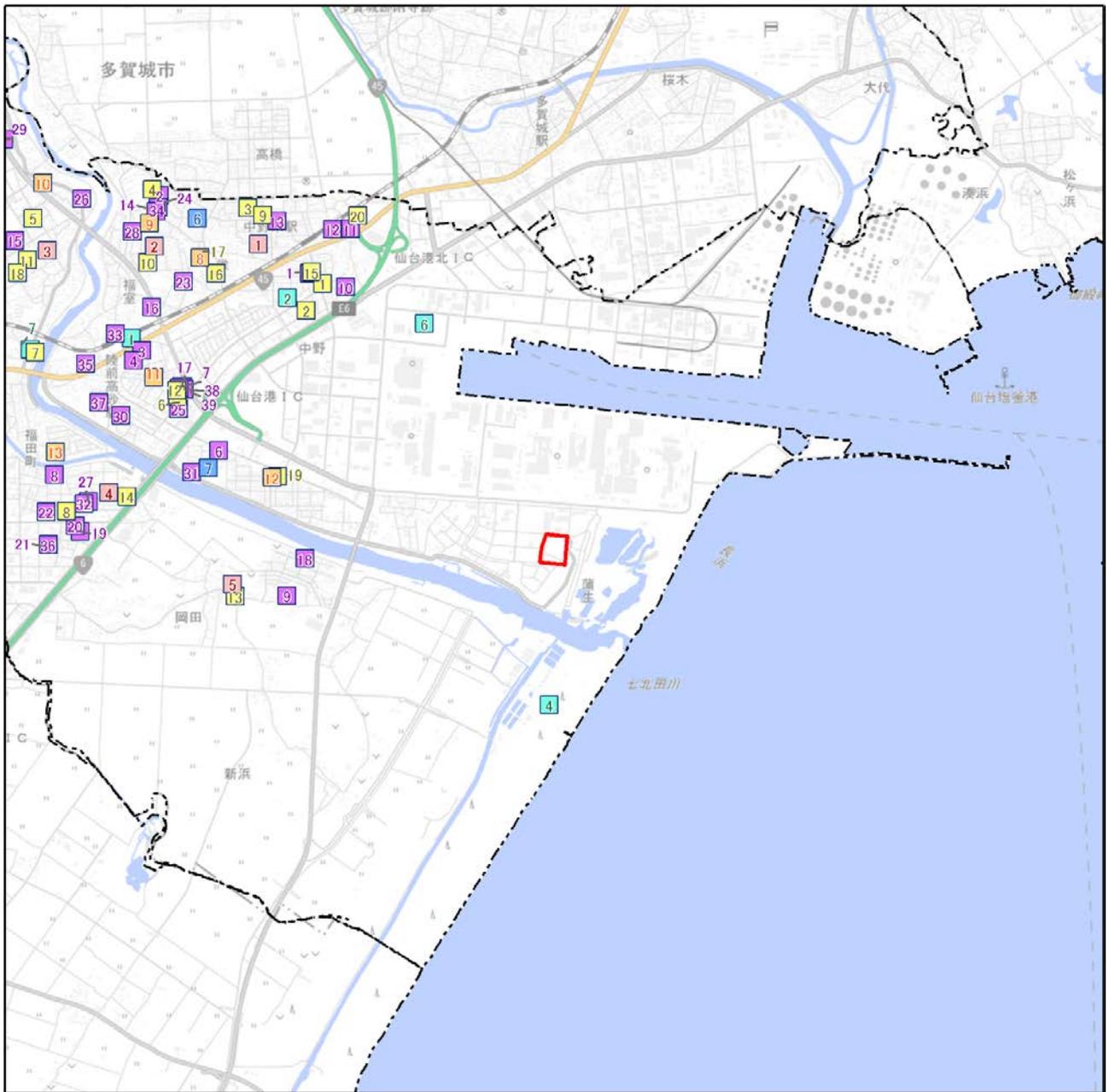
<https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal> (令和 3 年 6 月閲覧)

表 3.2-18 配慮が必要な施設等（文化・運動施設）

No.	名称	分類	住所
1	JA 仙台農産物直売所 たなばたけ高砂店	直売所	仙台市宮城野区福室 2 丁目 7-30
2	出花体育館	体育館	仙台市宮城野区出花 1-13-7
3	若林体育館	体育館	仙台市若林区卸町東 2-8-10
4	海岸公園野球場	野球・テニス・サッカー場	仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地
5	扇町四丁目公園運動広場	運動場	仙台市宮城野区扇町四丁目 9
6	高砂庭球場	野球・テニス・サッカー場	仙台市宮城野区福田町 1-15-1
7	みやぎ産業交流センター (夢メッセみやぎ)	経済関連	仙台市宮城野区港 3 丁目 1-7

出典：

せんだいくらしのマップ（公園・スポーツ・文化） <https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal>（令和 3 年 6 月閲覧）
 仙台観光情報サイト せんだい旅日和 <https://www.sENTabi.jp/guidebook/attractions/142/>（令和 3 年 6 月閲覧）



凡例

- 計画地
- 小学校
- 中学校
- 幼稚園
- 保育所等
- 病院・福祉施設等
- 文化施設

出典：

せんだいぐらしのマップ（教育・子育て、健康・福祉・医療、公園・スポーツ・文化）

<https://www2.wagmap.jp/sENdaicity/Portal>（令和3年6月閲覧）

仙台観光情報サイト せんだい旅日和

<https://www.sENTabi.jp/guidebook/attractions/142/>（令和3年6月閲覧）

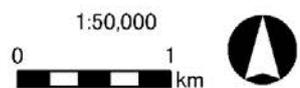


図 3.2-9 配慮が必要な施設

3.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

1) 法令等に基づく指定・規制

(1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

a) 自然公園

自然環境保全法に基づく自然環境保全地域、自然公園法に基づく国立・国定自然公園、宮城県自然公園条例に基づく県立自然公園は、計画地及びその周辺に存在しない。

b) 自然環境保全地域等

宮城県自然環境保全条例に基づく県自然環境保全地域として、表 3.2-19 及び図 3.2-10 に示すとおり、調査範囲の南側に、仙台湾海浜県自然環境保全地域が存在する。なお、同条例に基づく緑地環境保全地域は、計画地及びその周辺には存在しない。

表 3.2-19 県自然環境保全地域・重要湿地

区分	名称	概要
県自然環境保全地域（宮城県自然環境保全条例）	仙台湾海浜県自然環境保全地域	阿武隈川、名取川、七北田川などの河川が太平洋に注ぎ、そこから供給される土砂と海岸流とによって、美しい砂浜を形成している。この砂浜には藩政期の昔から防潮林としてクロマツが植えられ、今では海岸線から幅約 100～300m にわたって見事なクロマツ防潮林が広がり、白砂青松の美しい砂浜景観を呈している。河口部には干潟が発達し、シギ、チドリ類など水鳥の格好の渡来地となっているほか、砂浜植物群落、塩生植物群落などが見られ、多彩な動植物相を呈している。この地域は、釣り、潮干狩り、海水浴、野鳥観察等々、古くから身近な自然として人々に広く親しまれている。

出典：宮城県 HP 仙台湾県自然環境保全地域

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizENhogo/sENdaiwan.html>（令和 3 年 6 月閲覧）

環境省 HP 重要湿地 http://www.ENv.go.jp/nature/importaNT_wetland/index.html（令和 3 年 6 月閲覧）

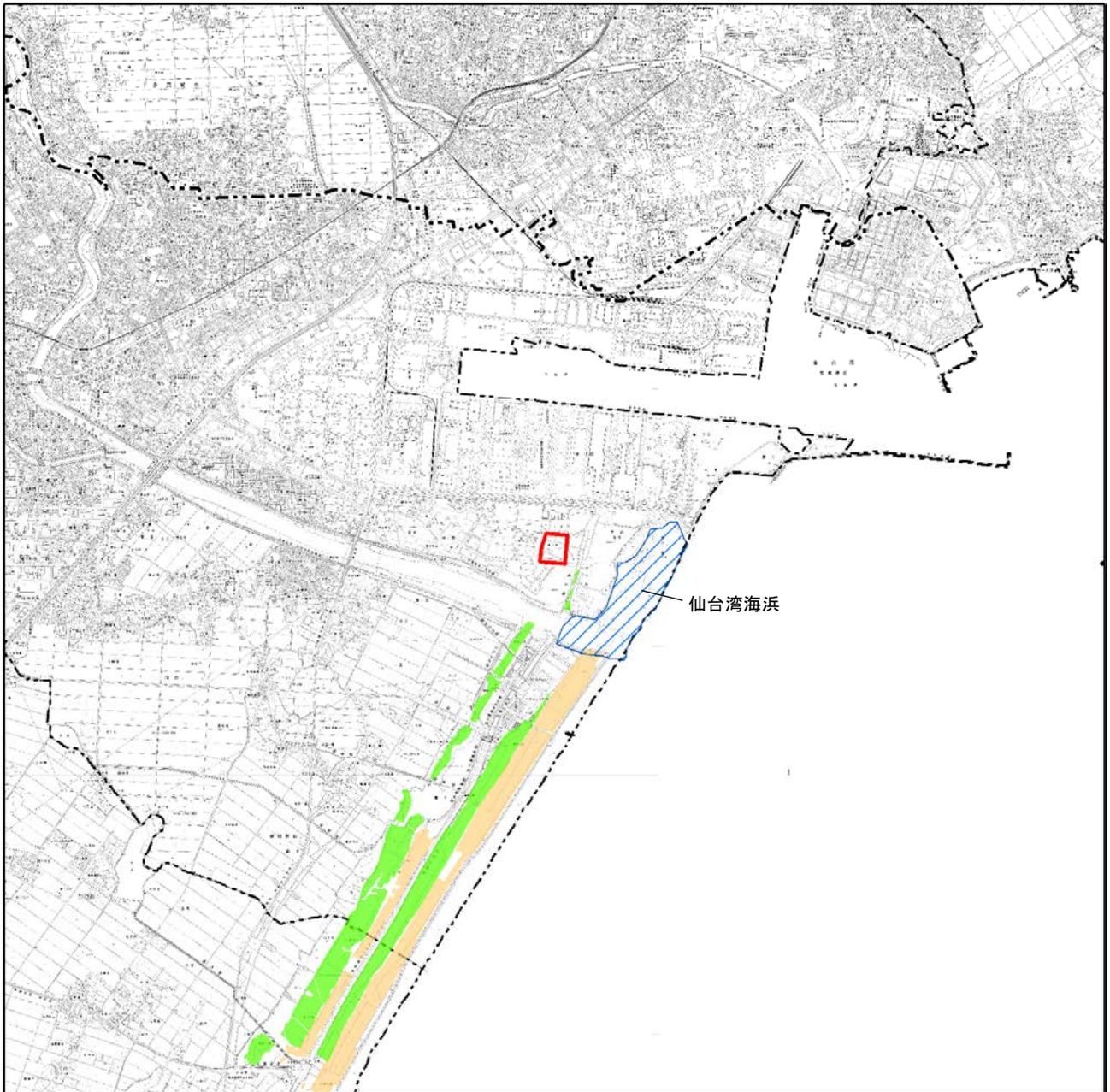
c) 日本の重要湿地

計画地の東側に存在する蒲生干潟及びこれを含む「仙台湾海浜および仙台海浜」が「日本の重要湿地 500」に指定されている。

表 3.2-20 重要湿地

区分	名称	概要
日本の重要湿地 500	仙台湾および仙台海浜（松島湾、蒲生干潟、井土浦潟、広浦、鳥の海など）	ハマニンニクローコウボウムギ群落、ハママツナ群落、シオクグ群落、ヨシ群落、シバナ群落などの湿原植生を有し、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している。

出典：環境省 HP 重要湿地 http://www.ENv.go.jp/nature/importaNT_wetland/index.html（令和 3 年 6 月閲覧）



凡例

- 計画地
- 県自然環境保全地域
- 保安林(地域森林計画対象民有林)
- 潮害防備保安林

出典：

「国土数値情報森林地域データ（平成 27 年度）」（国土数値情報ダウンロードサービス）

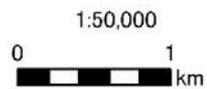


図 3.2-10 県自然環境保全地域

d) 鳥獣保護区

鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区を表 3.2-21 及び図 3.2-11 に示す。計画地の東側に仙台湾海浜鳥獣保護区が存在する。また、蒲生干潟及び七北田川河口付近は、渡り鳥の飛来数が多い区域であること等から特別保護地区（蒲生特別保護地区）に指定されている。

表 3.2-21 鳥獣保護区

名称	存続期限	所在地	面積	
			保護区	特別保護地区
仙台湾海浜（国指定）	令和9年3月31日	仙台市、名取市、七ヶ浜町、東松島市	7,596ha	213ha （蒲生特別保護地区）

出典：「令和2年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（宮城県）

「国指定仙台湾海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区指定計画書案」（平成18年、環境省）

e) 風致地区、特別緑地保全地区

都市計画法に基づく風致地区、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、調査地域内には存在しない。

出典：「保存緑地・特別緑地保全地区位置図」（仙台市）

「仙台市風致地区指定状況」（仙台市）

f) 保存樹木、保存樹林、保存緑地

仙台市「杜の都の環境をつくる条例」に基づく保存樹木の指定状況を表 3.2-22 及び図 3.2-12 に示すとおりであり、いずれも計画地から2km以上の離隔がある。なお、同条例に基づく保存樹林及び保存緑地は、調査地域内には存在しない。

出典：「保存緑地・特別緑地保全地区位置図」（仙台市）

仙台市 HP 緑の保全（令和3年6月閲覧）

<http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozEN/kurashi/shizEN/midori/mesho/hozEN/index.html>

表 3.2-22 仙台市の保存樹木の指定状況

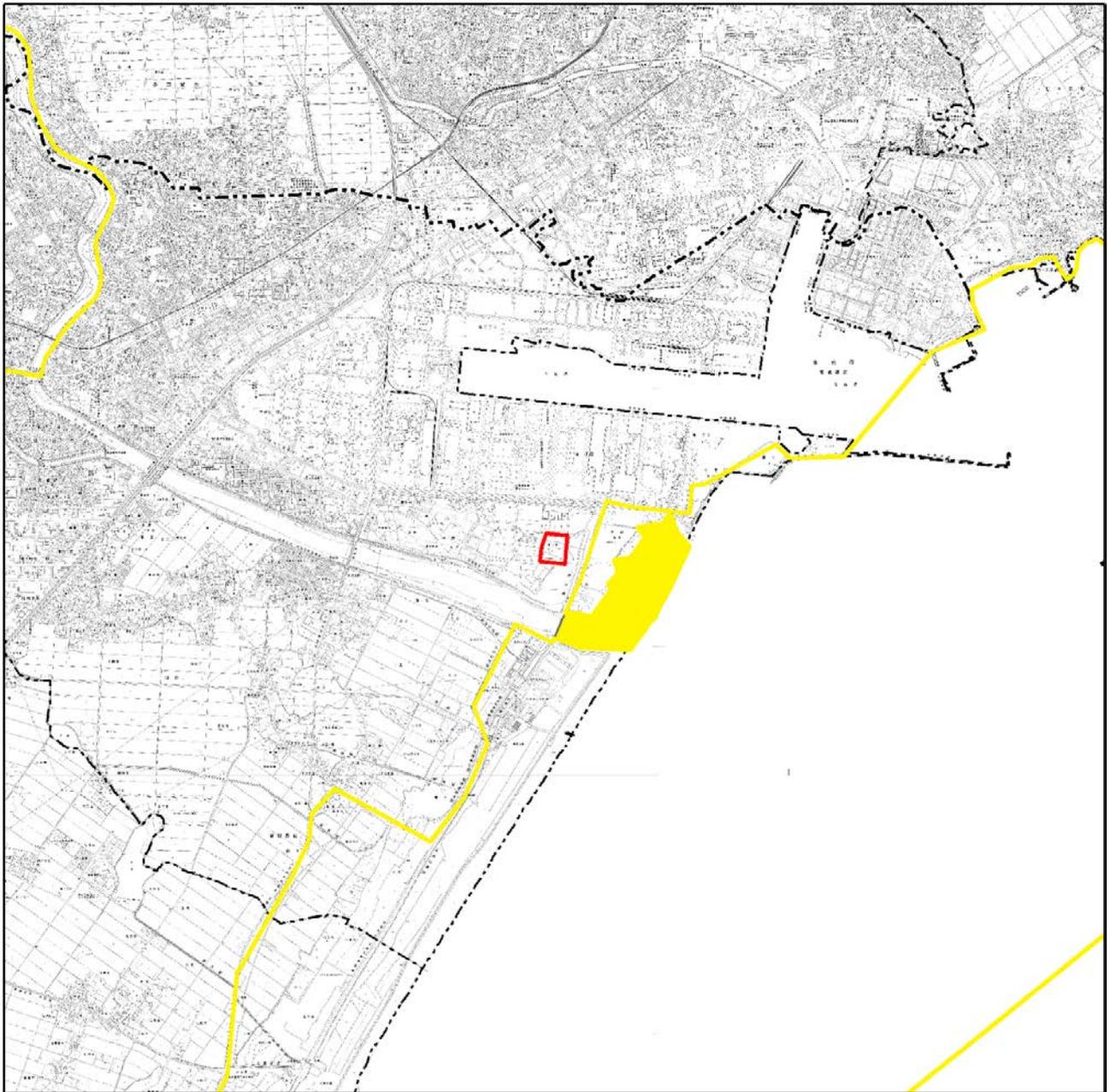
No.	名称	所在地*	樹種	樹齢	樹高	幹周
1	栄のぎよりゅう	宮城野区栄1丁目8	ギョリュウ	130年	4.0m	1.9m
2	西光寺の杉	宮城野区福室5丁目11	スギ	350年	14.0m	2.5m
3	西光寺のあらかし	宮城野区福室5丁目11	アラカシ	350年	6.5m	2.1m
4	西光寺のぎんもくせい	宮城野区福室5丁目11	ギンモクセイ	350年	5.8m	株立
5	照徳寺のいちよう	宮城野区岡田浜通36	イチヨウ	350年	20.0m	5.1m

出典：「杜の都の名木・古木」（平成30年8月 仙台市）

※所在地は地図上での読み取りである。

g) 保安林

森林法に基づく保安林として、七北田川の南の海岸部に高潮害防備保安林及び飛砂防備保安林が存在する。



凡例

 計画地

鳥獣保護区

 鳥獣保護区

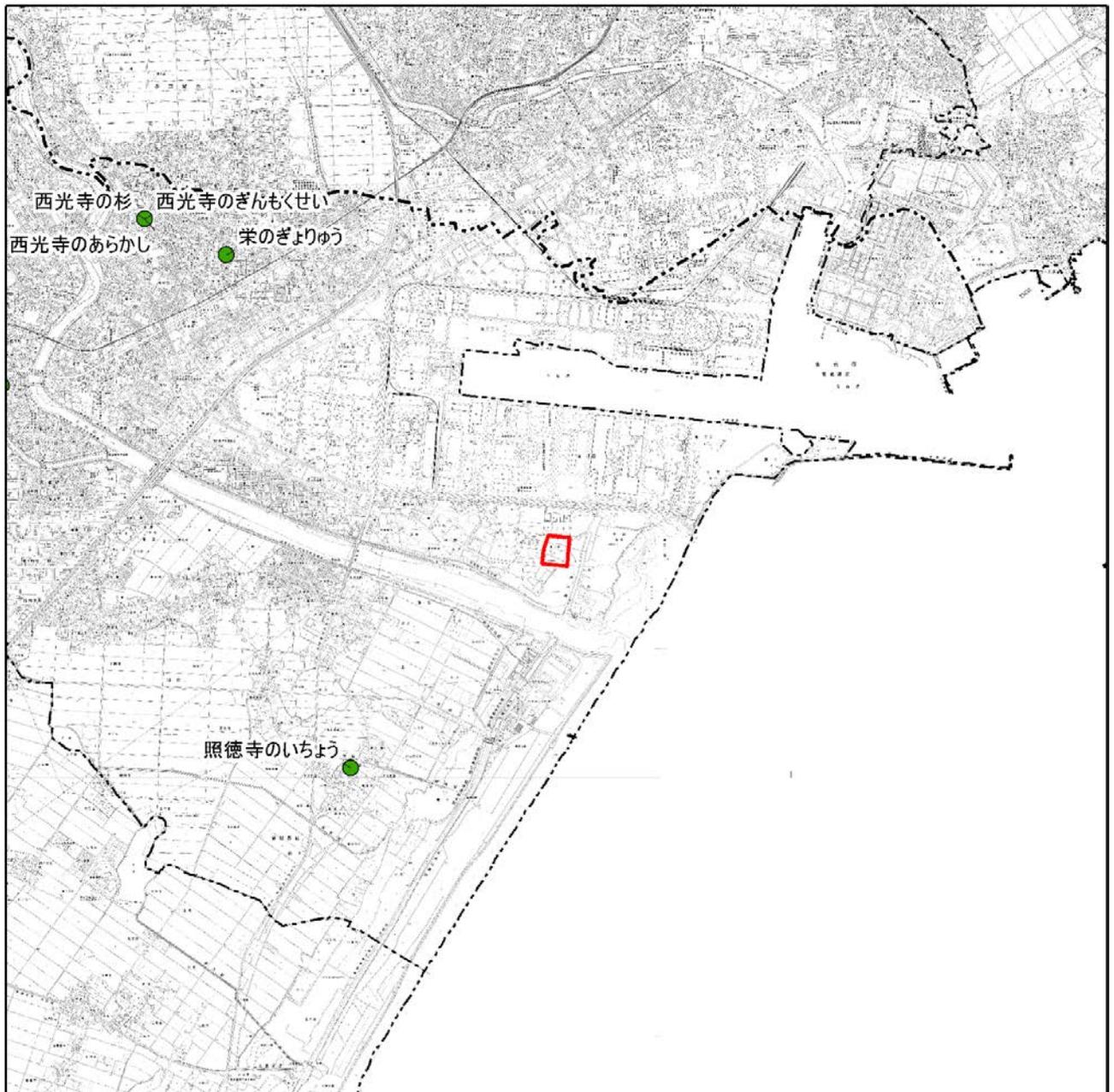
 鳥獣保護区 特別保護地区

出典：

「国土数値情報鳥獣保護区データ（平成 27 年度）」（国土数値情報ダウンロードサービス）



図 3.2-11 鳥獣保護区



- 凡例
- 計画地
 - 保存樹木

出典：
 「杜の都の名木・古木」(平成30年8月 仙台市)
 「せんだいぐらしのマップ」(杜の都の名木・古木)
<https://www2.wagmap.jp/sendaicity/Map> (令和3年6月閲覧)

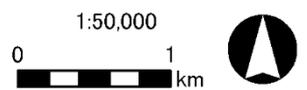


図 3.2-12 保存樹木位置図

(2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定の状況

a) 大気汚染関係

＜環境基準＞

大気汚染に係る環境基準を表 3.2-23 及び表 3.2-24 に示す。なお、仙台市において策定された「社の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030（改定版）」（令和 3 年 3 月、仙台市）では、二酸化窒素の定量目標として「環境基準のゾーン下限値（1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm）を達成する」ことが設定されている。

表 3.2-23 大気汚染に係る環境基準

物質	内容
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(48.5.16 告示)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8 告示)
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11 告示)
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(48.5.8 告示)
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 告示)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：

- 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48.5.8 環告 25）
- 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53.7.11 環告 38）
- 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21.9.9 環告 33）

表 3.2-24 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	内容
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19 告示)
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9.2.4 環告 4）

＜大気汚染防止法＞

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。

大気汚染防止法に基づく、大気汚染物質に対する規制方式とその概要を表 3.2-25 に示す。また、大気汚染防止法の対象となる一般粉じんに係る発生施設を表 3.2-26、ばい煙に係る発生施設を表 3.2-27 に示す。

表 3.2-25(1) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要（1/2）

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要
硫黄酸化物 (SO _x)		ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定。 許容排出量(Nm ³ /h) = K × 10 ⁻³ × He ² 一般排出基準: K = 3.0 ~ 17.5 特別排出基準: K = 1.17 ~ 2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定。 硫黄含有率: 0.5 ~ 1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定。
ばいじん		同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準: 0.04 ~ 0.5g/Nm ³ 特別排出基準: 0.03 ~ 0.2g/Nm ³
有害物質	カドミウム(Cd)、カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm ³
	塩素(Cl ₂)、塩化水素(HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm ³ 塩化水素: 80,700mg/Nm ³
	フッ素(F)、フッ化水素(HF)等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用熔融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0 ~ 20mg/Nm ³
	鉛(Pb)、鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10 ~ 30mg/Nm ³
	窒素酸化物(NO _x)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 60 ~ 950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定

※1 ばいじん及び有害物質については、都道府県は条例で国の基準より厳しい上乘せ基準を設定することができる。

※2 上記基準は、大気汚染状況の変化、対策の効果、産業構造や大気汚染源の変化、対策技術の開発普及状況等を踏まえ、随時見直しが必要とされるものである。

出典：環境省 HP 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要 <https://www.ENV.go.jp/air/osEN/law/t-kisei1.html> (令和3年6月閲覧)

表 3.2-25(2) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要(2/2)

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
揮発性有機化合物 (VOC)		VOC を排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400～60,000ppmC	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉碎・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん (石綿)	切断機等における石綿の粉碎、混合その他の機械的処理 吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 濃度 10 本/L 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
特定物質 (アンモニア、一酸化炭素、メタノール等 28 物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	
有害大気汚染物質	下記以外		248 物質(群) このうち「優先取組物質」として 23 物質	
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設：50～600mg/Nm ³ 既設：100～1500mg/Nm ³
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設：150～300mg/Nm ³ 既設：300～500mg/Nm ³
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設：150～300mg/Nm ³ 既設：300～500mg/Nm ³

※1 上記基準は、大気汚染状況の変化、対策の効果、産業構造や大気汚染源の変化、対策技術の開発普及状況等を踏まえ、随時見直しが必要とされるものである。

※2 有害大気汚染物質：低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質。

出典：環境省 HP 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要 <https://www.ENV.go.jp/air/osEN/law/t-kisei1.html> (令和3年6月閲覧)

表 3.2-26 大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設

番号※	一般粉じん発生施設	規模
一	コークス炉	原料処理能力が一日当たり 50 トン以上であること。
二	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000m ² 以上であること。
三	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03m ³ 以上であること。
四	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。
五	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15kW 以上であること。

※ No. は大気汚染防止法施行令別表第 2 の施設番号である。

出典：「大気汚染防止法施行令 別表第二」（昭和 43 年政令第 329 号）

表 3.2-27 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

No. ※	施設名	規模要件
一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
二	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
三	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（一四の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること。
四	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（一四の項に掲げるものを除く。）	
五	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1㎡以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
六	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
七	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
八	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。
八の二	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6L以上であること。
九	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
一〇	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（二六の項に掲げるものを除く。）	
一一	乾燥炉（一四の項及び二三の項に掲げるものを除く。）	
一二	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。
一三	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。
一五	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上であること。
一六	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
一七	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
一八	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3L以上であること。
一九	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
二〇	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流量が30kA以上であること。
二一	磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する磷鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
二二	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上であること。
二三	トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
二四	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。
二五	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
二六	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
二七	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100kg以上であること。
二八	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20t以上であること。
二九	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
三〇	ディーゼル機関	
三一	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であること。
三二	ガソリン機関	

※ No. は大気汚染防止法施行令別表第2の施設番号である。

出典：「大気汚染防止法施行令 別表第一」（昭和43年政令第329号）

b) 騒音関係

<環境基準>

騒音に係る環境基準を表 3.2-28、調査範囲における騒音に係る環境基準類型を図 3.2-13 に示す。計画地の用途地域は工業地域であるため、C 類型に該当する。

表 3.2-28 騒音に係る環境基準

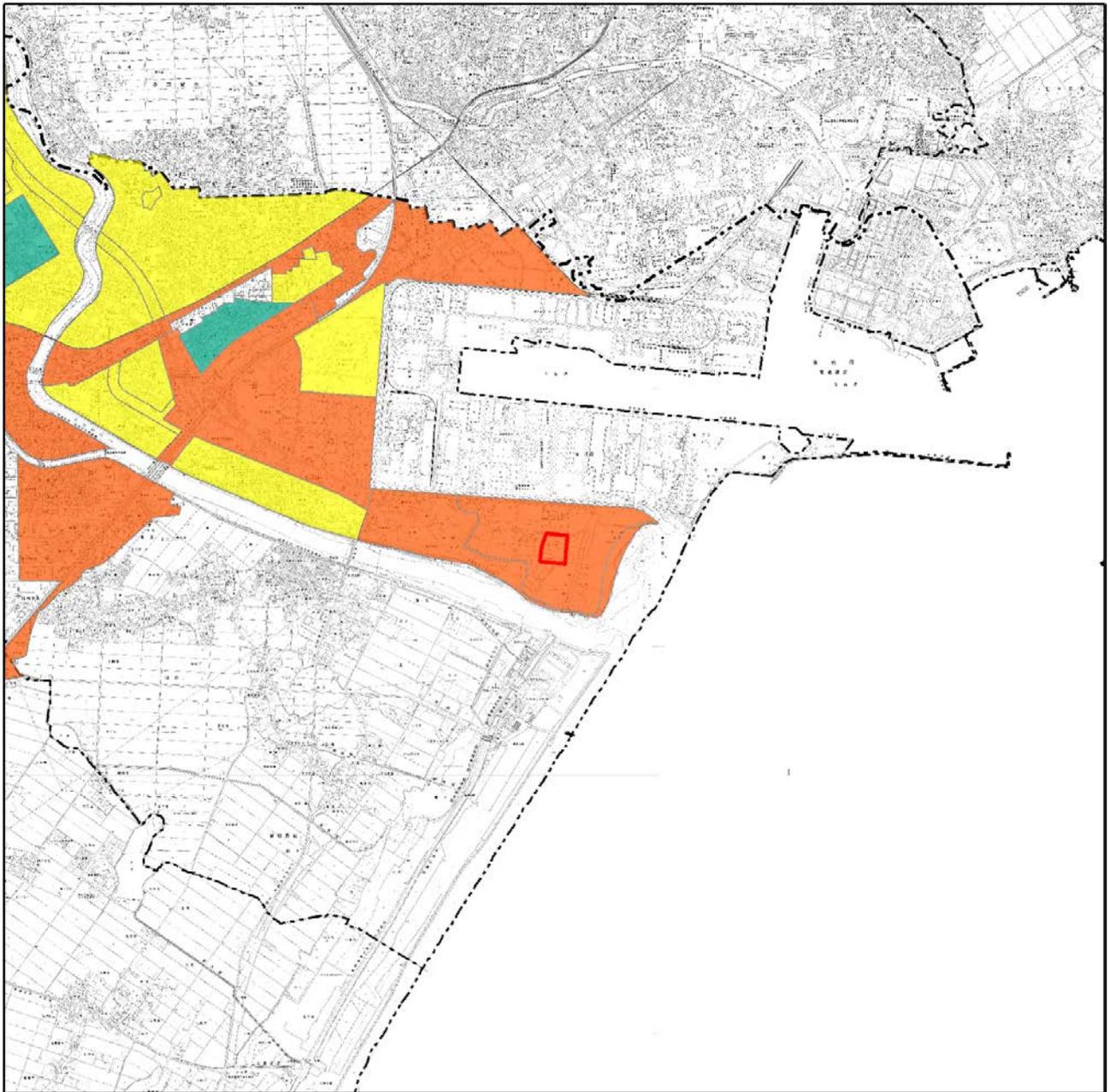
地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	環境基準	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）		50dB 以下	40dB 以下
A	1 第1種低層住居専用地域 2 第2種低層住居専用地域 3 第1種中高層住居専用地域 4 第2種中高層住居専用地域（AAの項に掲げる地域を除く。）	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B	1 第1種住居地域 2 第2種住居地域 3 準住居地域 4 近隣商業地域（Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C	1 近隣商業地域（Bの項に掲げる地域を除く。） 2 商業地域 3 準工業地域 4 工業地域	一般地域	60dB 以下	50dB 以下
		C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間（屋外）		70dB 以下	65dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間（屋内）		45dB 以下	40dB 以下

※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲をいう。

出典：

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月環境庁告示第環告64号、平成24年3月改正）

「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」（平成24年3月仙台市告示第126号）



凡例

計画地

A29-19_04100

A地域

B地域

C地域

出典：

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月環境庁告示第環告 64 号、平成 24 年 3 月改正）

「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」（平成 24 年 3 月仙台市告示第 126 号）

1:50,000



図 3.2-13 騒音に係る環境基準類型

<要請限度>

道路交通騒音に係る要請限度を表 3.2-29、調査範囲における道路交通騒音に係る要請限度の区分を図 3.2-14 に示す。計画地の用途地域は工業地域であるため、c 区域に該当する。

表 3.2-29 道路交通騒音に係る要請限度

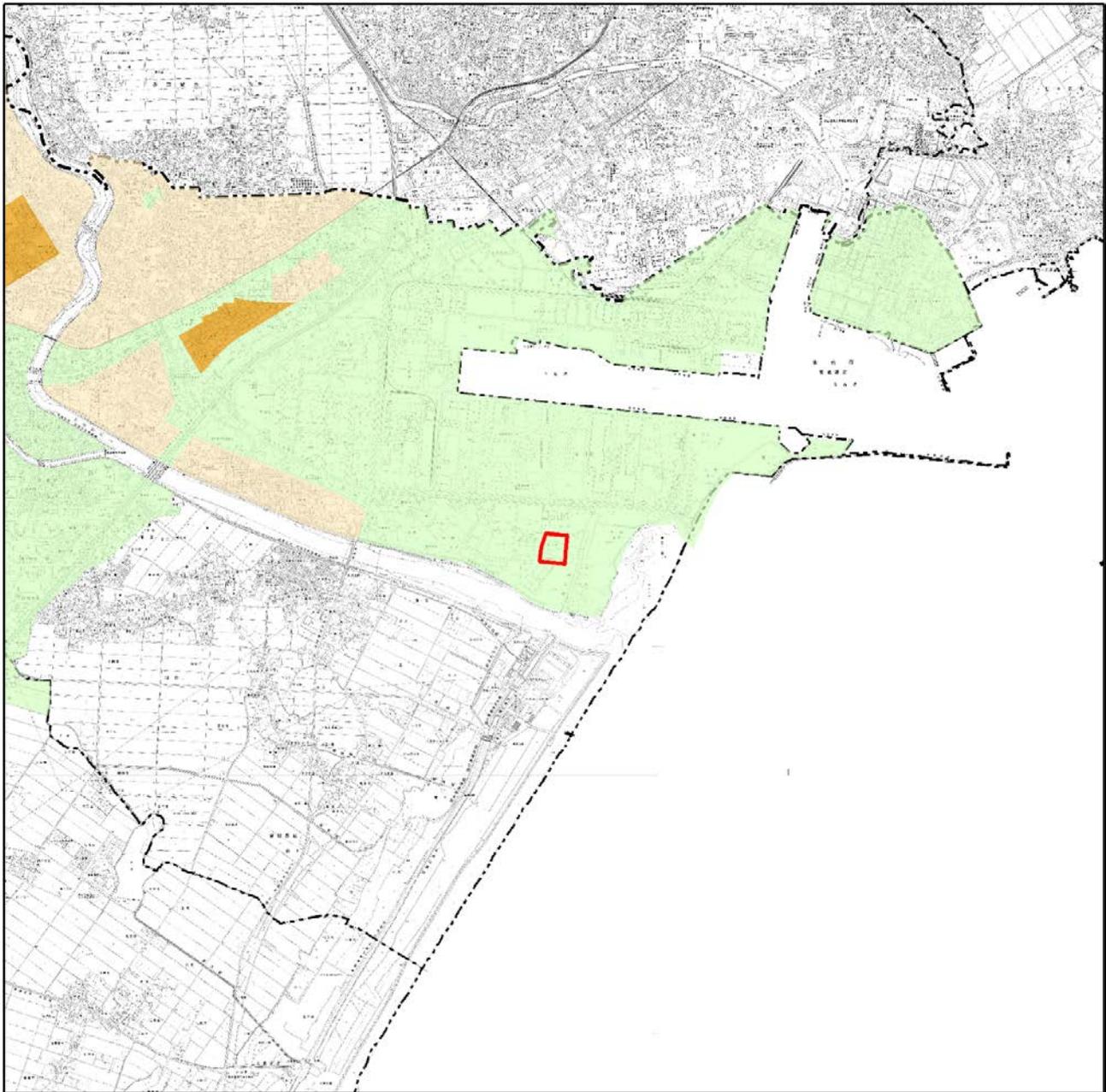
区域の区分		要請限度		
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、特別用途地区のうち文教地区として指定された区域（以下「文教地区」という。）	1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
		2 車線以上の道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地、準住居地域（文教地区を除く）、近隣商業地域で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に囲まれている区域、市街化調整区域	1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
		2 車線以上の道路に面する区域	75dB	70dB
c 区域	近隣商業地域（b 区域に該当する区域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域	道路に面する地域	75dB	70dB
特例	幹線交通を担う道路 [*] に近接する区域		75dB	70dB

※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、道路端から 2 車線は 15m、3 車線以上は 20m の範囲をいう。

出典：

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月総理府令第 15 号）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する市長が定める区域について」（平成 12 年 3 月仙台市告示第 230 号）



凡例

計画地

道路交通騒音に係る要請限度

a区域

b区域

c区域

出典：

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 (平成12年3月総理府令第15号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に
 規定する市長が定める区域について」(平成12年3月仙台市告示第230号)

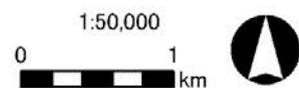


図 3.2-14 道路交通騒音に係る要請限度

<規制基準>

特定工場等に係る騒音の規制基準を表 3.2-30、特定・指定建設作業の騒音に係る規制基準を表 3.2-31、騒音規制法及び仙台市公害防止条例に基づく特定施設を表 3.2-32 に示す。

計画地の用途地域は工業地域であるため、特定工場に係る騒音については第4種区域、特定・指定建設作業に係る騒音については2号区域の規制基準が適用となる。

表 3.2-30 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分 (6時～8時)	昼間 (8時～19時)	夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び文教地区	45 dB	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	55 dB	60 dB	55 dB	50 dB
第4種区域：工業地域	60 dB	65 dB	60 dB	55 dB

※1 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値。

※2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域に所在する学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲50mの区域内では、上記基準から5デシベルを減じた値とする。

※3 近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、第2種区域の基準を適用する。

※4 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第2種区域の基準を適用する。

出典：

「騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第185号）

「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号）別表第2第4号

「公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）別表第2第1号

表 3.2-31 特定建設作業騒音・指定建設作業騒音に係る基準（騒音規制法）

規制種別	1号区域※1	2号区域※2
基準値	85dB（特定建設作業）、80dB（指定建設作業）	
作業時間	午前7時から午後7時	特定建設作業：6時～22時 指定建設作業：6時～21時
1日における連続作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における連続作業期間	6日以内	6日以内
日曜・休日における作業	禁止	

※1 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域。

※2 2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域。

出典：

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について（平成8年3月29日仙台市告示第186号）

「仙台市公害防止条例施行規則第3条、別表第2第2号第4号」

表 3.2-32 騒音に係る特定施設

No.	法律※	条例※	施設の種類の	規模又は能力	
1	○	○	金属加工機械	イ. 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上
				ロ. 製管機械	—
				ハ. ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
				ニ. 液圧プレス(矯正プレスを除く)	—
				ホ. 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上
				ヘ. せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
				ト. 鍛造機	—
				チ. ワイヤフォーミングマシン	—
				リ. プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く)	—
ス. タンブラー	—				
ル. 切断機(といしを用いるものに限る)	—				
2	○	○	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
3	○	○	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
4	○	○	織機(原動機を用いるものに限る)	—	
5	○	○	建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く)	混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上
				ロ. アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上
6	○	○	穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
7	○	○	木材加工機械	イ. ドラムバーカー	—
				ロ. チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上
				ハ. 碎木機	—
				ニ. 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上
				ホ. 丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上
ヘ. かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上				
8	○	○	抄紙機	抄紙機	
9	○	○	印刷機械(原動機を用いるものに限る)	—	
10	○	○	合成樹脂用射出成形機	—	
11	○	○	鋳造型機(ジョルト式のものに限る)	—	
12	—	○	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(両施設とも、専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く)	出力が 3.75kW 以上	
13	—	○	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kW 以上	
14	—	○	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間あたり 15 リットル以上	
15	—	○	繊維工業の用に供する施設	1. 動力打綿機	—
				2. 動力混打綿機	—
				3. 紡糸機	—
16	—	○	コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機	—	
17	—	○	金属製品の製造の用に供する施設	1. ニューマチックハンマー	—
				2. 製てい機	—
				3. 製びょう機	—
				4. 打抜機	電動機の定格出力が 2.25kW 以上
				5. 研削機	電動機の定格出力が 1.5kW 以上
18	—	○	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設	1. 切断機	—
				2. せん孔機	—
				3. 研磨機	—

※ 「法律」は騒音規制法に定める特定施設、「条例」は宮城県公害防止条例に定める特定施設。

出典：宮城県 HP 騒音に係る特定施設一覧

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/230651.pdf> (令和 3 年 6 月閲覧)

c) 振動関係

<要請限度>

道路交通振動に係る要請限度を表 3.2-33 及び図 3.2-15 に示す。

計画地の用途地域は工業地域に該当するため、第二種区域に該当する。

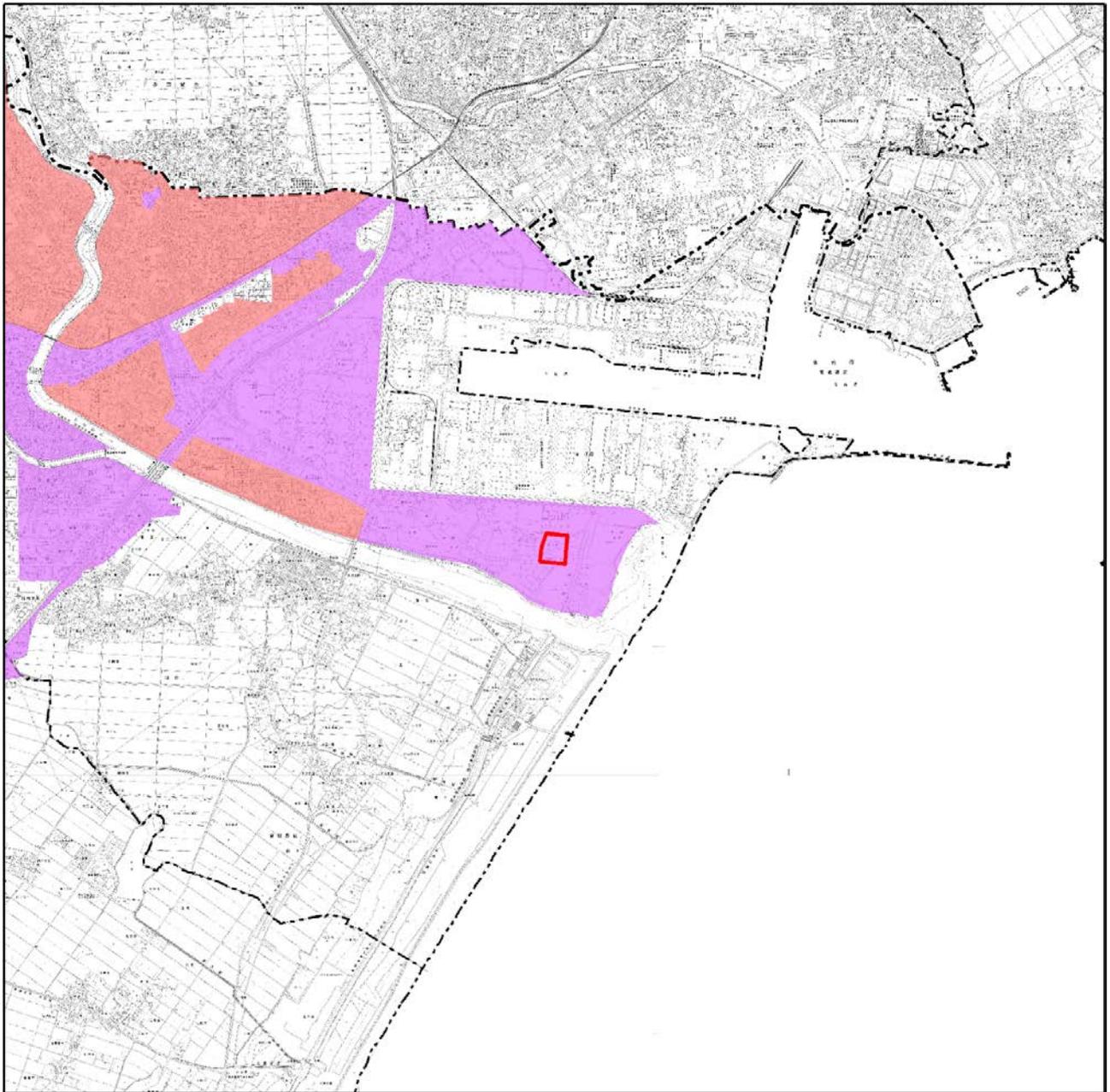
表 3.2-33 道路交通振動に係る要請限度（振動規制法規則）

区域の区分	地域	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域であるもの 市街化調整区域	60dB	55dB
第二種区域	近隣商業地域（第一種区域に該当する区域を除く） 商業地域、準工業地域、工業地域	65dB	60dB

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号 改正：平成23年11月30日環境省令第32号）第12条

「振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日 仙台市告示第188号 改正平成13年3月8日 仙台市告示239号 改正 平成27年6月22日 仙台市告示287号）

「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」（平成8年3月29日 仙台市告示第190号）



凡例

- 計画地
- 振動に係る区域区分
- 第一種区域
- 第二種区域

出典：

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号 改正：平成23年11月30日環境省令第32号) 第12条
 「振動規制法(昭和51年法律第64号) 第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日 仙台市告示第188号 改正平成13年3月8日 仙台市告示239号 改正 平成27年6月22日 仙台市告示287号)
 「振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号) 別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」
 (平成8年3月29日 仙台市告示第190号)

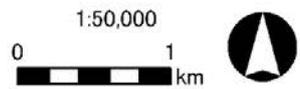


図 3.2-15 道路交通振動に係る要請限度

＜規制基準＞

工場・事業場に係る振動の規制基準を表 3.2-34、特定・指定建設作業の振動に係る規制基準を表 3.2-35 に示す。振動規制法及び仙台市公害防止条例に基づく特定施設を表 3.2-36 に示す。

計画地の用途地域は工業地域であるため、工場・事業場等に係る振動については第 2 種区域、特定・指定建設作業に係る振動については 2 号区域の規制基準が適用となる。

表 3.2-34 工場・事業場に係る振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	60dB	55dB
第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65dB	60dB

※1 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値。

※2 学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。

※3 近隣商業地域でその周囲が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域であるものについては、第 1 種区域の基準を適用する。

※4 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第 1 種区域の基準を適用する。

出典：

「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 188 号）

「宮城県公害防止条例施行規則（平成 7 年 9 月 27 日宮城県規則第 79 号）別表第 2 第 5 号

「公害防止条例施行規則（平成 8 年 3 月 29 日仙台市規則第 25 号）別表第 2 第 3 号

表 3.2-35 特定建設作業・指定建設作業における振動に係る基準

規制種別	1 号区域※ ¹	2 号区域※ ¹
基準値	75dB（特定建設作業）、75dB（指定建設作業）	
作業時間	午前 7 時から午後 7 時	特定建設作業：6 時～22 時 指定建設作業：6 時～21 時
1 日における連続作業時間	10 時間以内	14 時間以内
同一場所における連続作業期間	6 日以内	6 日以内
日曜・休日における作業	禁止	

※1 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以内の地域。

※2 2 号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以外の地域。

出典：

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）第 11 条別表第 1

「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域について」（平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 189 号）

「仙台市公害防止条例施行規則第 3 条、別表第 2 第 2 号第 4 号」

表 3.2-36 振動に係る特定施設

No.	法律	条例	施設の種類		規模又は能力
1	○	○	金属加工機械	イ. 液圧プレス（矯正プレスを除く）	—
				ロ. 機械プレス	—
				ハ. せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上
				ニ. 鍛造機	—
				ホ. ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上
2	○	○	圧縮機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上
3	○	○	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上
4	○	○	織機（原動機を用いるものに限る）		—
5	○	○	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上
			コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上
6	○	○	木材加工機械	イ. ドラムバーカー	—
				ロ. チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
7	○	○	印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上
8	○	○	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）		原動機の定格出力が 30kW 以上
9	○	○	合成樹脂用射出成形機		—
10	○	○	鋳造型機（ジョルト式のものに限る）		—
11	—	○	金属加工の用に供する施設	1. 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上
				2. 製管機械	—
				3. ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
12	—	○	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）		定格出力が 10kW 以上
13	—	○	冷凍機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上

※「法律」は振動規制法に定める特定施設、「条例」は宮城県公害防止条例に定める特定施設。

出典：宮城県 HP 振動の特定施設一覧 <https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachmENT/230652.pdf>（令和3年6月閲覧）

d) 悪臭

＜悪臭防止法＞

「悪臭防止法」では、都道府県知事（政令指定都市の市長を含む）が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととされている。仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を規制地域として特定悪臭物質（22項目）による規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度を表 3.2-37 に示す。計画地は市街化区域であるため規制地域に指定されている。

表 3.2-37 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

No.	特定悪臭物質の種類	許容濃度 (ppm)	No.	特定悪臭物質の種類	許容濃度 (ppm)
1	アンモニア	1	12	イソバレラルデヒド	0.003
2	メチルメルカプタン	0.002	13	イソブタノール	0.9
3	硫化水素	0.02	14	酢酸エチル	3
4	硫化メチル	0.01	15	メチルイソブチルケトン	1
5	二硫化メチル	0.009	16	トルエン	10
6	トリメチルアミン	0.005	17	スチレン	0.4
7	アセトアルデヒド	0.05	18	キシレン	1
8	プロピオンアルデヒド	0.05	19	プロピオン酸	0.03
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	20	ノルマル酪酸	0.001
10	イソブチルアルデヒド	0.02	21	ノルマル吉草酸	0.0009
11	ノルマルバレラルデヒド	0.009	22	イソ吉草酸	0.001

出典：仙台市 HP 悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について http://www.city.sENDai.jp/taiki/ku_rashi/machi/kankyohozEN/kogai/boshitaisaku/akushu.html（令和3年6月閲覧）

＜宮城県公害防止条例＞

宮城県公害防止条例では、県内全域（法規制地域を除く）を対象地域とし、(1)魚腸骨処理場、(2)有機質肥料製造施設が規制対象の事業場となっており、規制基準は表 3.2-38 に示すとおりである。計画地は、法規制地域であるため、本条例の規制基準は適用されない。

表 3.2-38 宮城県公害防止条例における悪臭の規制基準

規制基準	臭気指数
1号規制基準（敷地境界線上の規制基準）	臭気指数 15
2号規制基準（気体排出口の規制基準）	悪臭防止法第4条第二項第一号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第三十九号）第六条の二に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数
3号規制基準（排水の規制基準）	臭気指数 31

出典：

宮城県HP 悪臭の規制基準について <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kiseikijun.html>（令和3年6月閲覧）

宮城県HP 県内の悪臭に関する規制事務について <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-akushu.html>（令和3年6月閲覧）

＜宮城県悪臭公害防止対策要綱＞

悪臭防止法、宮城県公害防止条例の規制対象とならない施設等の悪臭問題については、県内全域を対象として、「悪臭公害防止対策要綱」による改善指導が仙台市により行われている。臭気測定方法として三点比較式臭気採点法が採用され、臭気強度による規制基準（臭気強度 1.8 以下）が敷地境界線において設定されている。

出典：「宮城県悪臭公害防止対策要綱」（改正昭和 56.8.1）
宮城県HP 悪臭公害防止対策の概要（令和3年6月閲覧）
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/taisaku.html>

＜仙台市悪臭対策指導要綱＞

仙台市悪臭対策指導要綱においては、仙台市全域を対象範囲とし、「事業活動に伴い悪臭を排出することにより生活環境を阻害するおそれがある工場等」を対象として、悪臭に係る指導が行われている。同要綱における指導基準は、敷地境界線において臭気濃度 10 とされている。

出典：「仙台市悪臭対策指導要綱」（平成2年2月19日市長決裁）
https://www.city.sendai.jp/taiki/kurashi/machi/kankyohozEN/kogai/boshitaisaku/documENTS/youkou_akusyu.pdf

e) 水質汚濁

＜環境基準＞

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されている。また、人の健康の保護に関連する物質としてクロロホルム等の有機化学物質、農薬等 26 項目が「要監視項目」とされ、公共用水域における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

健康項目の基準値を表 3.2-39、要監視項目の指針値を表 3.2-40、生活環境項目の基準値を表 3.2-41～表 3.2-43 に示す。

調査範囲内に位置する河川及び海域について、あてはめるべき水域及び類型を表 3.2-44、表 3.2-45 に示す。計画地及びその周辺では、七北田川中流～下流にかけての区間で類型指定がされている。海域については、仙台湾地先海域において類型指定がされている。

表 3.2-39 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」（昭和 46.12.28 環境庁告示第 59 号）

表 3.2-40 公共用水域における要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	クロロニトロフェン (CNP)	-
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	ニッケル	-
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
クロロタニール (TPN)	0.05 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」（平成 21 年 11 月環水大発第 091130004 号 環水大土発第 091130005 号）

表 3.2-41(1) 生活環境保全に係る環境基準（河川）（1/2）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴、及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級、及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—

※1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

※2 農業用利水点は、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

※3 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の 水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46.12.28 環境庁告示第59号）

表 3.2-41(2) 生活環境保全に係る環境基準（河川）（2/2）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

※基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46.12.28 環境庁告示第59号）

表 3.2-42(1) 生活環境保全に係る環境基準（湖沼）（1/3）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、水産 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2,3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級、工業用水 1 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

※1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

※2 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

自然環境保全、水道、環境保全については河川と同じ。

水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用、

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用、

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行なうもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行なうもの

表 3.2-42(2) 生活環境保全に係る環境基準（湖沼）（2/3）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境 保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道 1,2,3 級（特殊なものを除く）水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道 3 級（特殊なもの）及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

※1 基準値は年間平均値とする。

※2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼に適用する。

※3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

※4 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

自然環境保全、水道、環境保全については河川と同じ（ただし、水道 3 級の「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）。

水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

表 3.2-42(3) 生活環境保全に係る環境基準（湖沼）（3/3）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス 等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

表 3.2-43(1) 生活環境保全に係る環境基準（海域）（1/4）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

※1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

※2 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

自然環境保全、環境保全については河川と同じ。

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

表 3.2-43(2) 生活環境保全に係る環境基準（海域）（2/4）

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの（水産 3 種を除く）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

※1 基準値は年間平均値とする。

※2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

※3 「利用目的の適応性」は以下のとおり。

自然環境保全、水浴、工業用水については河川と同じ。

水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表 3.2-43(3) 生活環境保全に係る環境基準（海域）（3/4）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

表 3.2-43(4) 生活環境保全に係る環境基準（海域）（4/4）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l 以上

※ 基準値は日間平均値とする。

表 3.2-44 水域類型あてはめ（河川）

指定区分	水系・水域	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
生活環境の保全に関する環境基準の類型指定	七北田川	七北田川中流 (七北田橋より梅田川合流点まで)	B	ロ	S47. 4. 28	県
	七北田川	七北田川下流 (梅田川合流点より下流)	C	ロ	S47. 4. 28	県
水生生物の保全に関する環境基準の類型指定	該当なし					

※達成期間の欄の各記号の意義は次のとおり。

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年をこえる期間で可及的速やかに達成

「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る。

出典：宮城県 HP 水質環境基準と水域類型あてはめ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html> (令和3年6月閲覧)

表 3.2-45 水域類型あてはめ（海域）

水域名	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
仙台港地先	仙台港地先海域（甲）	C	イ	S47. 4. 28	県
	仙台港地先海域（乙）	B	イ	S47. 4. 28	県
	仙台港地先海域（丙）	A	イ	S47. 4. 28	県

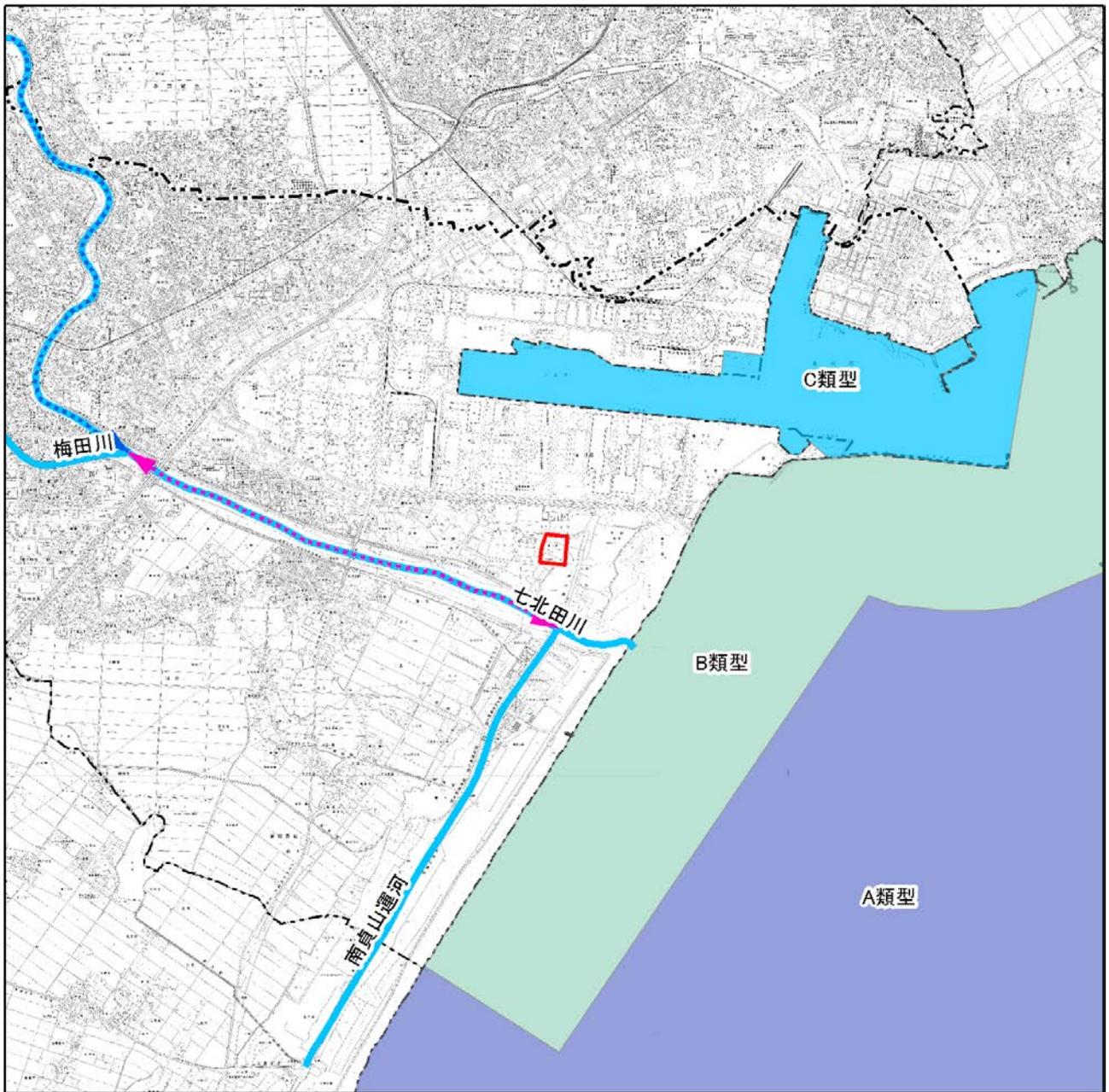
※「水域の範囲」は以下のとおり。

仙台港地先海域（甲）：兜島南端と南防波堤突端を結ぶ線の内側の港内。

仙台港地先海域（乙）：仙台港北防波堤基部より半径2000mの円内に囲まれた海域（C海域を除く）と七北田河口右岸から南側3000mの地点と南防波堤を結ぶ汀線より前面1200mの海域。

仙台港地先海域（丙）：宮城郡七ヶ浜町花淵浜字寺浜26番地、花淵崎から仙台市荒浜に至る陸岸の地先海域であって、仙台港地先海域（甲）及び仙台港地先海域（乙）に係る部分を除いたもの。

出典：宮城県 HP 水質環境基準と水域類型あてはめ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html> (令和3年6月閲覧)



- 凡例**
- 計画地
 - 2級河川区間
 - 河川類型指定区間**
 - B類型
 - C類型
 - 海域類型**
 - A類型
 - B類型
 - C類型

出典：宮城県 HP 水質環境基準と水域類型あてはめ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html> (令和3年6月閲覧)

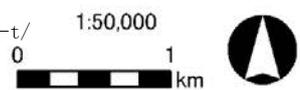


図 3.2-16 生活環境保全に係る水質環境基準類型の設定状況

＜排水基準＞

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」、「宮城県公害防止条例」「仙台市公害防止条例」に基づき実施されている。有害物質以外の項目については、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年12月23日宮城県条例第40号）に基づき、仙台市域を対象として一部の項目について上乘せ規制が行われている。これらの排水基準を表3.2-46及び表3.2-47に示す。

表3.2-46 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

項目	単位	一律排水基準 (法指定)	宮城県公害防止条例	仙台市公害防止条例
カドミウム及びその化合物	mgCd/L	0.03	0.03	0.1
シアン化合物	mgCN/L	1	1	1
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	mg/L	1	1	1
鉛及びその化合物	mgPb/L	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mgCR(VI)/L	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	mgAs/L	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mgHg/L	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	—	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.3
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mgSe/L	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物（海域以外の公共用水域に排出されるもの）	mgB/L	10	10	—
ほう素及びその化合物（海域に排出されるもの）	mgB/L	230	230	—
ふっ素及びその化合物（海域以外の公共用水域に排出されるもの）	mgF/L	8	8	—
ふっ素及びその化合物（海域に排出されるもの）	mgF/L	15	15	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 mg/L	100	100	—
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	—

※ 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：

「排水基準を定める省令」（昭和四十六年総理府令第三十五号）

「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日規則第25号）

表 3.2-47 水質汚濁に係る排水基準（有害物質以外）

項目	単位	一律排水基準 (法指定)	特別排水基準		宮城県 公害防止条 例	仙台市 公害防止条 例	
			下水道 整備地域	その他の地 域			
水素イオン 濃度(水素指 数)(pH)	海域以外の 公共用水域 に排出され るもの：	—	5.8~8.6	—	—	5.8~8.6	5.8~8.6
	海域に排出 されるもの：	—	5.0~9.0	—	—	5.0~9.0	5.0~9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)	
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	160(120)	—	—	160(120)	160(120)	
浮遊物質(SS)	mg/L	200(150)	90(70)	—	200(150)	200(150)	
ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量	鉱油類含有 量	mg/L	5	—	—	5	5
	動植物油脂 類含有量	mg/L	30	—	—	30	30
フェノール類含有量	mg/L	5	—	—	5	5	
銅含有量	mg/L	3	—	—	3	3	
亜鉛含有量	mg/L	2	—	—	2	5	
溶解性鉄含有量	mg/L	10	—	—	10	10	
溶解性マンガン含有量	mg/L	10	—	—	10	10	
クロム含有量	mg/L	2	—	—	2	2	
大腸菌群数	個/cm ³	(3000)	—	—	(3000)	(3000)	
窒素含有量	mg/L	120(60)	—	—	120(60)	—	
磷含有量	mg/L	16(8)	—	—	16(8)	—	
弗素含有量	mg/L	—	—	—	—	15	

※1 () は日間平均

※2 「特別排水基準」とは「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(宮城県)」による上乗せ規制

※3 「特別排水基準」の対象範囲は、「(広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び) 梅田川のうどう溜池から七北田川との合流点まで」

出典：

「排水基準を定める省令」(昭和四十六年総理府令第三十五号)

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月23日宮城県条例第40号)

「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日規則第25号)

下水道法に規定される特定事業場等から公共下水道へ排除される下水については、下水道法や市町村で定める下水道条例による規制があり、下水道法（施行令）では、表 3.2-48 に示す排出基準（排出水の水質基準）が定められている。

表 3.2-48 下水排除基準

項目	排除基準値 ^{※1}	項目	排除基準値 ^{※1}
水温 ^{※2}	45 (40) °C未満	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l 以下
水素イオン濃度 (pH) ^{※2}	pH5.0 を超え pH9.0 (pH5.7 を超え pH8.7)	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD) ^{※2}	600 (300) mg/l 未満	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l 以下
浮遊物質 (SS) ^{※2}	600 (300) mg/l 未満	チウラム	0.06mg/l 以下
沃素消費量	220mg/l 未満	シマジン	0.03mg/l 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5mg/l 以下	チオベンカルブ	0.2mg/l 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30mg/l 以下	ベンゼン	0.1mg/l 以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/l 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/l 以下
シアン化合物	1mg/l 以下	ほう素及びその化合物(海域への排出)	230mg/l 以下
有機磷化合物	1mg/l 以下	ほう素及びその化合物 (海域以外への排出)	10mg/l 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/l 以下	ふっ素及びその化合物(海域への排出)	15mg/l 以下
六価クロム化合物	0.5mg/l 以下	ふっ素及びその化合物 (海域以外への排出)	8mg/l 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/l 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/l 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l 以下	フェノール類	5mg/l 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	銅及びその化合物	3mg/l 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/l 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/l 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/l 以下
ジクロロメタン	0.2mg/l 以下	クロム及びその化合物	2mg/l 以下
四塩化炭素	0.02mg/l 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 ^{※2}	380 (125)mg/l 未満
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l 以下	窒素含有量 ^{※2※4}	240 (150)mg/l 未満
1,1-ジクロロエチレン	1mg/l 以下	りん含有量 ^{※2※4}	32 (20)mg/l 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l 以下	ダイオキシン類 ^{※3}	10pg/l 以下

※1 市町村の公共下水道条例で異なる基準値が定められている場合は、その基準値を適用。

※2 () 内は製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準。

※3 規制対象となる事業場のみ適用。

※4 水濁法第3条第1項の規定により環境省令に定められた窒素含有量または、りん含有量についての排出基準がその放流水に適用される下水道に排除する下水にのみ適用。

出典：宮城県 HP 下水排除基準 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ktkm-wwt/haijoki.jun.html> (令和3年6月閲覧)

<農業用水基準>

農業（水稻）用水基準を表 3.2-49 に示す。同基準は、農林水産省が昭和 44 年春から約 1 ヶ年間、汚濁物質別について「水稻」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて昭和 45 年 3 月に定めた基準である。法的効力はないが、水稻の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

表 3.2-49 農業（水稻）用水基準

項目	基準値	項目	基準値
pH(水素イオン濃度)	6.0~7.5	電気伝導度(塩類濃度)	0.3 mS/cm以下
COD(化学的酸素要求量)	6 mg/L 以下	重金属 As(ヒ素)	0.05 mg/L 以下
SS(浮遊物質)	100 mg/L 以下	重金属 Zn(亜鉛)	0.5 mg/L 以下
DO(溶存酸素)	5 mg/L 以上	重金属 Cu(銅)	0.02 mg/L 以下
T-N(全窒素濃度)	1 mg/L 以下		

出典：「令和元年版宮城県環境白書資料編」(令和元年12月、宮城県)

f) 地下水汚染関係

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として28項目について設定されている。この他、クロロホルム等有機化学物質、農薬等24項目が「要監視項目」とされ、地下水における水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-50及び要監視項目の指針値は表3.2-51に示すとおりである。

表3.2-50 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値 ^{※1}	項目	基準値 ^{※1}
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと ^{※2}	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと ^{※2}	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと ^{※2}	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン ^{※5}	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下 ^{※3}
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下 ^{※4}	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

※1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

※4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

※5 クロロエチレンの別名として塩化ビニル又は塩化ビニルモノマーがある。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

表3.2-51 地下水における要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	-
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	ニッケル	-
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」（平成21年11月30日環水大発第091130004号 環水大土発第091130005号）

g) 地盤沈下

宮城県では地下水採取規制地域として、「工業用水法」における指定区域、及び「宮城県公害防止条例」における規制区域において、動力を用いて地下水を採取するための設備であって揚水機の吐出口の断面積が6cm²を超えるものを設置し、地下水を採取する場合に届出が必要とされている。

計画地は、工業用水法による指定区域に該当しており、地下水採取が規制される地域に該当する。

h) 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は27項目について設定されている。土壌の汚染に係る環境基準は、表3.2-52に示すとおりである。

表 3.2-52 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 ^{※4}	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン ^{※6}	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン ^{※5}	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

※1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

※2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

※3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

※5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

※6 クロロエチレンの別名は塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

出典：「土壌環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

i) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2-53 に示す。

表 3.2-53 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	大気	水質 (水底の底質を除く)	水底の底質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1pg-TEQ/L以下	150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下

- ※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- ※2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- ※3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- ※4 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

j) アスベスト

アスベストによる健康障害の防止のため、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等により、アスベストの解体等の作業に関する手続きや方法、廃棄物としての処理方法等について表 3.2-54 に示すとおり、規定が定められている。

表 3.2-54 アスベストに関する主な法規制等

法規制等	最終改正	概要
大気汚染防止法	平成29年6月2日公布(平成29年法律第45号)	特定粉じん（アスベスト）の発生施設における敷地境界における大気中濃度、及び排出等作業についての作業基準が定められている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成29年6月16日公布(平成29年法律第61号)	特別管理産業廃棄物である飛散性アスベスト、産業廃棄物である非飛散性アスベストについての、保管・収集運搬時の飛散・流出防止措置や、中間処理における融解・無害化処理等への限定等について定められている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成26年6月4日公布(平成26年法律第55号)	非飛散性アスベストについて、粉砕に伴う飛散防止のため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理において、粉じん飛散を起ささないような措置を講ずる必要があるとしている。
石綿障害予防規則	平成30年4月6日厚生労働省令第59号	建築物の解体工事等に伴う、石綿ばく露防止のため、労働安全衛生法に基づく規則として制定されており、吹き付けられた石綿の除去などについての措置、石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置等について定められている。

k) 日照障害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく宮城県内（仙台市含む）の日照規制は、表 3.2-55 に示すとおりである。計画地の用途地域は工業地域であるため、日照規制の対象外である。

表 3.2-55 仙台市の日照規制

対象地域	建築基準法 別表第 4 (に) 欄	制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間	
				敷地境界線 から 10m 以内	敷地境界線 から 10m 超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(1)	軒の高さ 7m 超 又は 3 階以上	1.5m	3 時間	2 時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(2)	高さ 10m 超	4.0m	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(2)	高さ 10m 超	4.0m	5 時間	3 時間

※工業地域、工業専用地域、商業地域、市街化調整区域については規制はない。

出典：仙台市 HP 仙台市の日照規制 <https://www.city.sendai.jp/toshi-kekakuchose/kurashi/machi/kaihatu/toshikekaku/shosai/documENTS/hikage.pdf>（令和 3 年 6 月閲覧）

(3) 災害防止に係る指定地域等の状況

a) 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「砂防法」に基づく砂防指定地、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域について、調査範囲には指定箇所はない。

出典：仙台市 HP せんだいぐらしのマップ（土砂災害危険地マップ）
<https://www2.wagmap.jp/sendaicity/Portal>（令和 3 年 6 月閲覧）

b) 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づく土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）について、調査範囲には指定箇所はない。

出典：仙台市 HP せんだいぐらしのマップ（土砂災害危険地マップ）
<https://www2.wagmap.jp/sendaicity/Portal>（令和 3 年 6 月閲覧）

c) 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）

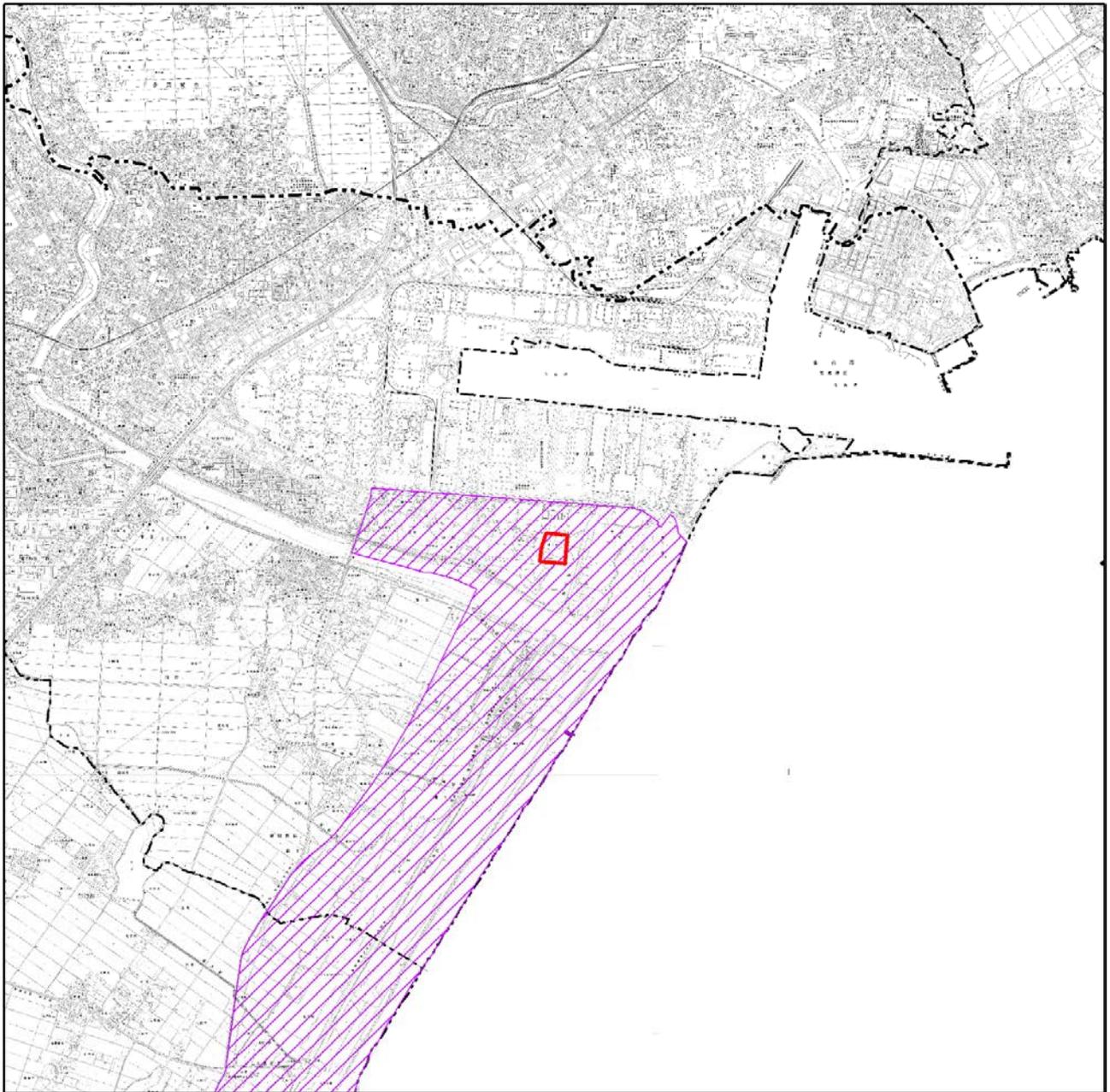
土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、調査範囲にはいずれの危険箇所も存在しない。

出典：宮城県 HP 土砂災害警戒区域等確認マップ
<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>（令和 3 年 6 月閲覧）

d) 災害危険区域

「仙台市災害危険区域条例」(昭和 49 年仙台市条例第 49 号)による災害危険区域を図 3.2-17 に示す。

計画地及びその周辺は同条例第 2 条第 5 号に指定されている。なお、第 5 号区域は、平成 23 年東日本大震災において、甚大な津波の被害があった区域であり、また、仙台市震災復興計画の中で、さまざまな防災施設の整備を行ってもなお予想される津波の浸水域が 2m を超え、危険の危険性が高い地区とされている。この区域では住宅の用に供する建築物の新築や増改築が禁止されている。



凡例

-  計画地
-  災害危険区域

出典：仙台市災害危険区域図

<http://www.city.sendai.jp/kenchikushido-kanri/jigyosha/taisaku/kenchiku/gyose/oshirase/saigai.html>

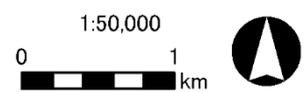


図 3.2-17 災害危険区域

(4) 景観計画

仙台市では、育まれた杜の都のすばらしい景観を次の世代へ引き継ぐことを目的として、「杜の都の風土を育む景観条例」を平成7年3月に制定した。この条例は3つの原則（基本原則、市の責務、市民・事業者の責務）と7つの方策（景観計画の策定、計画区域内の行為の届出等、景観地区の指定、杜の都景観重要建造物等の指定、景観総合審議会等の設置、表彰・助成等の実施、杜の都景観協定の締結・景観まちづくり協議会の認定等）によって構成されている。この条例にもとづいて「杜の都の風土」を仙台固有の財産と位置づけ、緑に囲まれた風景に調和する建築物等を誘導し、都市の顔となる魅力ある街並みとして、定禅寺通や宮城野通の景観形成地区の指定を行うなど、市民との協働によるまちづくりが進められてきた。

平成21年には、これらの取り組みをより実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図るものとして、景観法に基づく景観計画として、「仙台市「杜の都」景観計画」が策定・施行（平成25年改訂）された。

同計画では「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」を景観形成の基本テーマとし、①都市の眺望風景の保全、②良好な市街地景観の形成、③心地良い生活環境の育成、④風情ある街並み景観の醸成、⑤風格ある中心市街地の景観の創生の5つを景観形成の基本方針としている。

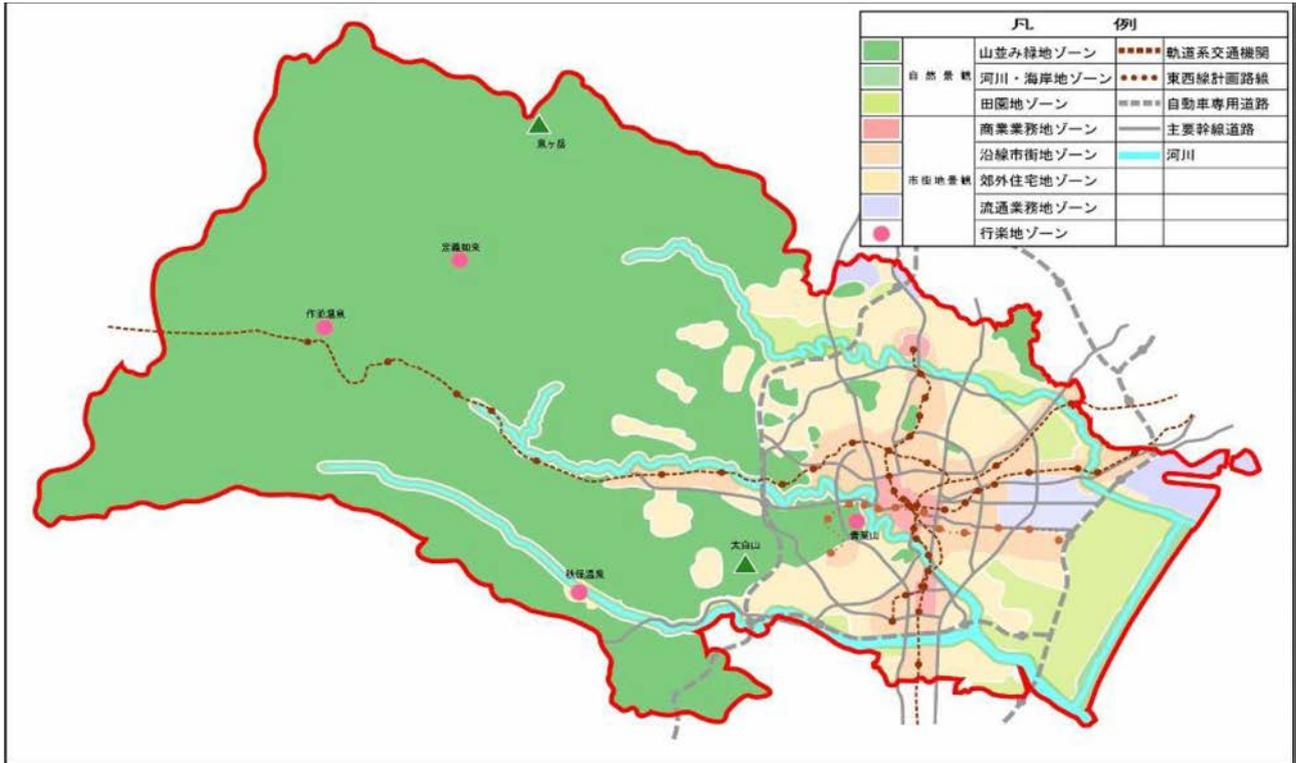
市全域を対象とした景観計画区域は、景観特性に応じた8つのゾーンに区分され、ゾーンごとに景観形成の方針、建築物等に対する方針が設定されている。（表3.2-56、図3.2-18）

計画地はこれらのゾーンのうち「流通業務地ゾーン」に属している。同ゾーンにおける景観形成の方針、建築物に対する方針を表3.2-57に示す。

表 3.2-56 景観特性とゾーン区分

景観特性	ゾーン名称	ゾーン特性
自然景観	山並み緑地ゾーン	奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山の中山間地域を含む広大な自然緑地ゾーン
	河川・海岸地ゾーン	奥羽山系から太平洋に悠々と流れる七北田川・広瀬川・名取川の河川沿いと海岸の貞山運河沿いからなる雄大な水系ゾーン
	田園地ゾーン	仙台平野に広がる穀倉地域と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン
市街地景観	商業業務地ゾーン	交流拠点となる仙台駅を中心とする都心部と泉中央・長町等の広域拠点からなる商業業務地ゾーン
	沿線市街地ゾーン	地下鉄や JR などの南北・東西交通軸上、旧街道沿いを含む沿線上などに広がる住宅・商業等の複合用途からなる市街地ゾーン
	郊外住宅地ゾーン	ニュータウン開発等により市街地外縁部の郊外地域に広がる住宅地ゾーン
	流通業務地ゾーン	市街地東部の工業団地・卸町・仙台港周辺地域と、東北縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域等からなる流通業務地ゾーン
	行楽地ゾーン	仙台城跡や山間の秋保・作並等の温泉地と定義如来等の自然と調和した風景を楽しめる行楽地ゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成25年6月改定 仙台市）



出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改定 仙台市）

図 3.2-18 市全域における 8 つのゾーン区分概念図

表 3.2-57 流通業務地ゾーンの景観形成方針・建築物等に対する方針

景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ・ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を生かした景観形成を図る ・仙台港背後地は、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る
建築物等に対する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいと活気の演出に配慮し、歩行者が楽しめる建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする ・再開発事業・区画整理事業等の整備と連携した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする ・公共的空間としての広場・オープンスペースの創出、緑化を図る

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改定 仙台市）

2) 行政計画・方針等

(1) 仙台市総合計画

仙台市総合計画の基本構想においては、「挑戦を続ける新たな杜の都へ」をまちづくりの理念とし、環境、共生、学び、活力の視点から、①杜の恵みと共に暮らすまちへ、②多様性が社会を動かす共生のまちへ、③学びと実践の機会があふれるまちへ、④創造性と可能性が開くまちへの4つの目指す都市の姿が示されている。この4つの目指す都市の姿の実現に向けて、「チャレンジプロジェクト」と地域づくりの方向性、未来をつくる市政運営を示している。「チャレンジプロジェクト」では、仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取り組む8つのプロジェクト（①杜と水の都プロジェクト、②防災環境都市プロジェクト、③心の伴走プロジェクト、④地域協働プロジェクト、⑤笑顔咲く子どもプロジェクト、⑥ライフデザインプロジェクト、⑦TOHOKU 未来プロジェクト、⑧都心創生プロジェクト）を掲げ、SDGsの達成への貢献も合わせてプロジェクトの推進を目指している。

令和3年度～令和12年度を計画期間とした基本計画においては、表3.2-58に示す目指す都市の姿とその実現のための方向性が示されており、目指す都市の姿の実現に向けて表3.2-59に示す基本的施策が体系づけられている。

表 3.2-58 仙台市基本計画における重点施策

	目指す都市の姿	実現のための方向性
杜の恵みと共に暮らすまちへ	「杜の都」の理念に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえた防災や観光配慮の視点を織り込み、「防災環境都市※1」として安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「杜の都」の豊かな自然と、市民の暮らしや都市機能が調和した、世界に通用する風格を備え、住みよさを実感できるまち ・「仙台防災枠組 2015-2030※2」の採択地にふさわしく、自然と人の力を活かした災害対応力を備え、国内外の防災力の向上に貢献できるまち
多様性が社会を動かす共生のまちへ	一人ひとりが持つ多様性を活かし、多様な立場にある方々と協働を重ねながら、誰もが共生できる環境をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ・心と命を守る支えあいのもと、多様性が尊重され、包摂される、誰もが安心して暮らすことができるまち ・一人ひとりが持つ多様な価値観・経験を、社会全体がより良い方向に進むための力に変えるまち
学びと実践の機会があふれるまちへ	学びの場が充実している学都としての強みを活かすとともに、さまざまな経験ができる機会を広げることで、次の社会をつくる力を育む。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが個性を尊重されて健やかに育つことができ、地域に対する親しみと学ぶ喜びを実感できるまち ・すべての人に成長の機会があふれ、次の仙台をつくる担い手が育ち、東北や世界の未来にも貢献できる人材を次々と輩出する学びとチャレンジのまち
創造性と可能性が開くまちへ	都心部をはじめとして、新しいまちづくりが進む変化の兆しを、地域経済や交流活動の活性化につなげるとともに、自治体の枠を超えた魅力あるまちづくりを進めていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や起業家等を惹きつけるとともに、新たな価値を生む創造性が開かれ、地域経済の活性化や社会的課題の解決、東北の活力につながるまち ・東北と世界を結びつけるハブとしての機能を持つ都市として、グローバルな経済活動や誰もが楽しめる多彩な交流が生まれるまち

※1 防災環境都市とは、仙台市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としてのまちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、防災の視点を織り込んだ都市のあり様を示すスローガン。

※2 2015年3月に国連が主催し仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」の成果文章。2030年までの国際的な防災の取組指針であり、防災の主流化、事前の防災投資などの新しい考え方を提示し、女性や子ども、企業など多様な主体の役割を強調したことに特徴がある。

出典：「仙台市基本計画 2021-2030」

表 3.2-59 仙台市基本計画における分野別計画

施策の体系	基本的施策		
杜の恵みと共に暮らすまちへ	みどり	みどりあふれる空間をつくる	
		歴史と趣を感じる景観をつくる	
		グリーンインフラの活用を広げる	
		水辺を楽しめる空間をつくる	
	環境	脱炭素を推進する	
		資源循環を推進する	
		快適な生活環境を守る	
		自然との共生を推進する	
	防災・減災	東日本大震災の経験と教訓を発信する	
		防災力の高い地域をつくる	
		強靱な都市基盤をつくる	
	多様性が社会を動かす共生のまちへ	人権	多様性への理解を進める
人権を守る			
地域生活		地域での生活を支援する	
		地域で支えあう担い手づくりを推進する	
		安定したサービスを提供できる体制を整備する	
		配慮を要する方を支援する	
		多様な協働を推進する	
健康・医療		ライフステージに応じた健康づくりを推進する	
		心の健康づくりを推進する	
		医療・救急体制を整備する	
		新興感染症対策を推進する	
安全・安心		地域の安全対策を推進する	
		安全・安心な生活基盤をつくる	
学びと実践の機会があふれるまちへ		教育	個性と社会性を育む
			学力と体力を育む
			安心して学べる環境をつくる
	地域とともに学校をつくる		
	子育て	子育てを切れ目なく支援する	
		子どもたちの地域生活を守る	
		障害のある児童等を支える	
		子育てを応援する社会をつくる	
	学び	文化芸術に親しめる環境をつくる	
		スポーツを楽しめる環境をつくる	
		学びを楽しむ環境をつくる	
		学びを地域づくりに活かす	
創造性と可能性が開くまちへ	経済	新たなビジネス展開を支える	
		中小企業の経営力を強化する	
		多様な人材が活躍できる環境をつくる	
		農林業を振興する	
	観光	観光資源を充実させる	
		戦略的なプロモーションを推進する	
	都市機能	都心まちづくりを推進する	
		広域拠点のまちづくりを推進する	
		機能拠点のまちづくりを推進する	
		都市軸のまちづくりを推進する	
		鉄道沿線のまちづくりを推進する	
		郊外居住区域の暮らしを維持する	
公共交通を中心とした交通体系の充実を図る			

出典「仙台市基本計画 2021-2030」

(2) 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市都市計画マスタープランは、本市の都市づくりに関わる人々が共有しやすい形で長期的な視点に立った都市の将来像を示し、実現に向けて大きな道筋を明らかにしておくことを目的としており、計画期間は令和3年度～令和12年度である。「選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな杜の都”～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～」が都市づくりの目標像となっており、「都市づくりの基本的な方向と方針」として表3.2-60に示す、土地利用、交通、緑・景観、市民協働の4つの基本的な方向について、4つの方針が設定されている。

表 3.2-60 都市づくりの基本的な方向

分野	基本的な方向	方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 各エリアの特色強化による都心部の回遊性の向上や交流の場の創出等を通して、躍動する都心としての魅力・活力の向上に資する再構築を図る。 持続可能で防災・減災にも資する機能的・効率的な市街地の形成を目指し、地域特性に応じた多様な都市機能の適正な配置を図る。 	<p>[方針1] 魅力・活力のある都心の再構築</p> <p>[方針2] 都市機能の集約と地域の特色を生かしたまちづくり</p>
交通	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な交流・連携や、日常生活における移動を支える交通施策を推進する。 	[方針3] 質の高い公共交通を中心とした交通体系の充実
緑・景観	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境を生かした美しく快適な都市空間の形成を図り、安全・安心に暮らせるまちとして、市街地の浸水対策等、災害に強い都市環境の充実を図る。 	[方針4] 杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実
市民協働	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・行政等の多様な主体の協働によるまちづくりの一層の推進を図る。 	[方針5] 魅力を生み出す協働まちづくりの推進

※1：防災環境都市とは、仙台市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としてのまちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、防災の視点を織り込んだ都市のあり様を示すスローガン。

※2：2015年3月に国連が主催し仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」の成果文章。2030年までの国際的な防災の取組指針であり、防災の主流化、事前の防災投資などの新しい考え方を提示し、女性や子ども、企業など多様な主体の役割を強調したことに特徴がある。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン—都市計画に関する基本的な方針 2021-2030—」

同マスタープランにおける将来目指すべき都市構造は、平成22年に策定された「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」から引き続いて、集約市街地の形成を視野に入れた周辺地域の生活圏形成を図ることにより、均衡ある発展を目指す「多核連携集約型都市構造」としている。

「多核連携集約型都市構造」では、生活・交通利便性が高く、居住者が徒歩や自転車で移動できる範囲を「集約適地」と位置付け、都市機能を集積し、都市の活力の集約を図ることとしている。また、集約適地の中で、東北圏及び本区域の中核機能を担う仙台都心を「都市圏中心核」と位置付け、多様な都市機能の集積を生かした高次都市機能の一層の集積を図り、本区域の中心拠点の形成を図ることとし、周辺各地域における主要駅周辺などを中心とした拠点は「地域中心核」と位置付け、地域の中心地区として総合的な役割を担う地区の形成を図ることとしている。さらに、インターチェンジ周辺など産業立地に有利な地域を「産業拠点」と位置付け、高速交通ネットワークなどにより港湾、空港などの「産業交通拠点」との連携の強化を図ることとしている。

この考え方にに基づき、仙台市を自然環境保全ゾーン、集落・里山・田園ゾーン、市街地ゾーンの3つに区分して、それぞれの「土地利用の基本方針」が定められている。また、「都心、拠点、都市軸形成の基本方針」として、仙台駅を中心とする「都心」のほか、泉中央及び長町を「広域拠点」、仙台塩釜港周辺と青葉山周辺を「機能拠点」、さらに東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を「都

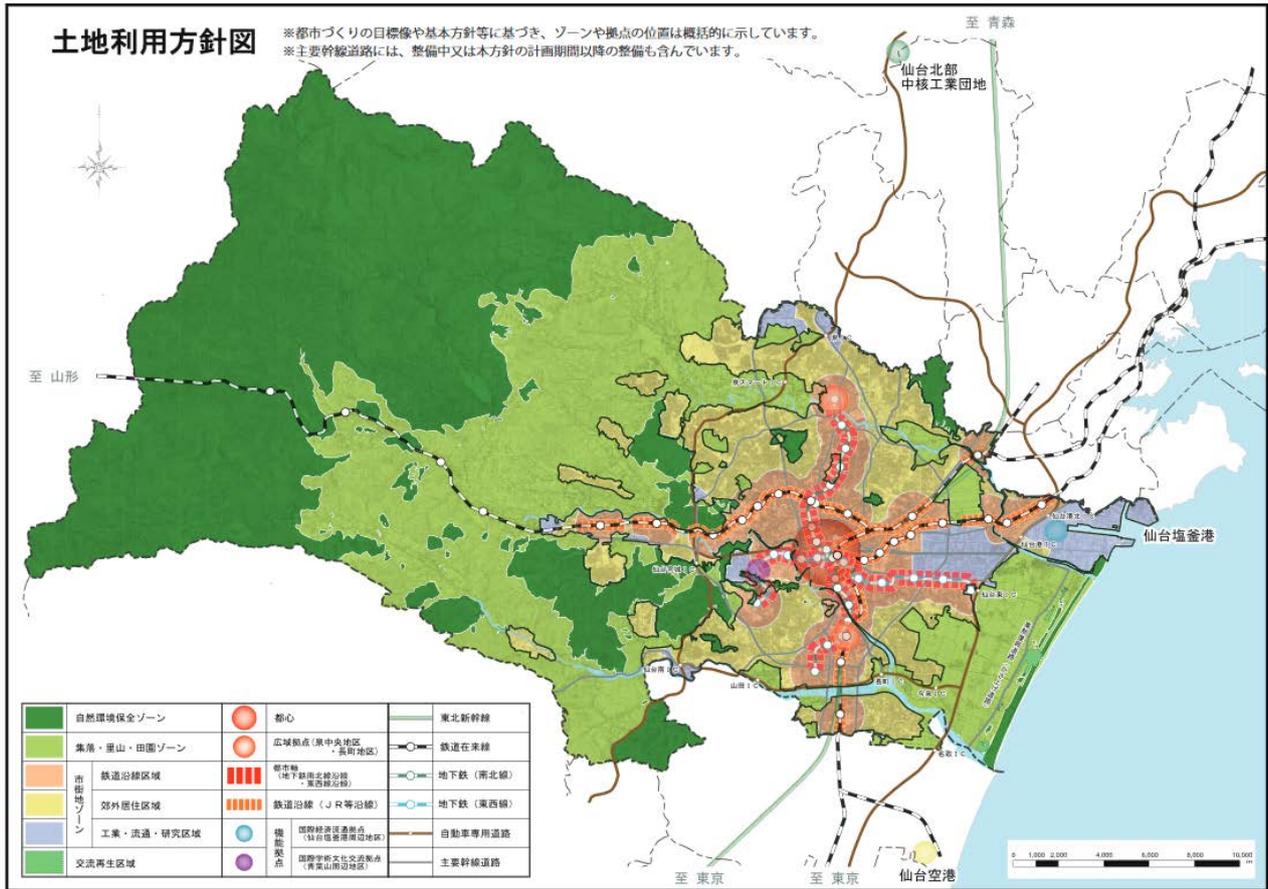
市軸」と位置づけ、基本方針が定められている（表 3.2-61、図 3.2-19）。これらに加えて、各地域特性を踏まえた「都市づくりの基本方針」が示されている。魅力・活力ある都心の再構築（基本方針 1）、都市機能の集約と地域の特所億を生かしたまちづくり（基本方針 2）、質の高い公共交通を中心とした交通体系の充実（基本方針 3）の 3 つの方針が示されている。

表 3.2-61 土地利用の基本方針

自然環境整備保全ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> ・奥羽山脈や海岸部など、豊かな生態系を支え自然環境を守る区域であり、本市の自然特性が将来に渡って保持されるよう、自然環境を保全する。 	
集落・里山・田園ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境を維持する。 ・地域に根ざした原風景の保全に努めるとともに、適切な維持管理と資源活用を進める。 ・土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設など、周辺環境と調和したものを除き抑制する。 ・里山地域は、山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。 ・田園地域は、水田の持つ気象緩和機能や保水機能などを保全する。 ・交流再生区域については、地域の特性を生かした新たな魅力の場を創出し、地域の歴史や文化、東日本大震災の記憶と経験を国内外へ発信し、継承していく。 	
市街地ゾーン	都心	<ul style="list-style-type: none"> ・藩政時代からの緑豊かで潤いのある美しい「杜の都」の都市環境や、東日本大震災を教訓に培われた高い防災力を生かした「防災環境都市※」としての都市個性を基盤として、その質を高めながら都心の機能強化を図り、東北・仙台の持続的な活力の増進につなげることを目指す。 ・東北をグローバルに牽引する中枢都市として、国際競争力を有し、高次な都市機能の集積による賑わいと交流、継続的な経済活力を生み出し続ける躍動する都心を目指し、都心部の再構築を進めるとともに、回遊性の向上を図り、ウォークアブルな都市空間の形成を推進する。 	
	拠点	広域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図る。 ・広域拠点の利便性を生かした都市型居住の推進を図る。
		機能拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、国際センター・川内・青葉山を含む青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図る。
	都市軸		<ul style="list-style-type: none"> ・東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を十文字型の「都市軸」と位置付け、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を進める。 ・交通利便性を生かした快適な居住環境の形成を推進する。
		南北都市軸	<ul style="list-style-type: none"> ・都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」において、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。
		東西都市軸	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」において、西部の学術研究機能と中心部の商業・業務機能、東部の産業機能などと連携し、都市機能の強化・充実を図る。
	鉄道沿線	<ul style="list-style-type: none"> ・JR等の鉄道駅を中心に、魅力ある市街地を形成するため、地域特性を踏まえ都市計画の見直しなどにより、居住機能や暮らしに必要な都市機能を誘導する。 	
	郊外居住区域	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な世代やライフスタイル、地域の実情などに応じて、都市計画の見直しなどにより生活の質を維持するために必要な都市機能の確保を図る。 	
工業・流通・研究区域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業・流通・研究の各機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積を図るとともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。 ・地域経済を支える活力ある産業機能の基盤整備を計画的に進める。 		

※ 防災環境都市とは、仙台市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としてのまちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、防災の視点を織り込んだ都市のあり様を示すスローガン。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン—都市計画に関する基本的な方針 2021-2030—」



出典：「仙台市都市計画マスタープラン—都市計画に関する基本的な方針 2021-2030—」

図 3.2-19 土地利用方針図

(3) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）は、仙台市環境基本条例第8条に基づき、市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定める計画であり、計画期間は令和3年度～令和12年度までの10年間である。

「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を目指すべき環境都市像として掲げ、「脱炭素都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「快適環境都市づくり」と、これらに共通する「行動する人づくり」を環境施策の方向性として定め、「輝く！グリーン&クリーンプロジェクト」、「つながる！エネルギー循環プロジェクト」、「広がる！エコアクションプロジェクト」の3つを重点的な取り組みとしている。

表 3.2-62 環境施策の概要と展開の方向

概要		環境施策の展開の方向
脱炭素都市づくり	活力や快適性を備えながら、脱炭素化と気候変動による影響への適応が実現したまちを目指して、温室効果ガス排出量を中期目標で令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で35%以上削減（森林等による吸収量を含む）、長期目標で令和32年（2050年）温室効果ガス排出量実質ゼロを目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型のまちの構造をつくる ・脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める ・環境にやさしい交通への転換を進める ・脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる ・気候変動によるリスクに備える
自然共生都市づくり	豊かな自然環境や生物多様性が大切にされ、その恵みが持続的に活かされるまちを目指して、みどりの総量（緑被率）についての現在の水準を維持・向上、生態系の頂点に位置し、良好な里地里山環境の指標となる猛禽類（オオタカ・サシバ）の生息環境の維持・向上、身近な生きもの（9種）について、全ての種における市民の認識度の向上を目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境と多様な生きものを守る ・恵み豊かな里地里山を活性化させる ・グリーンインフラをまちづくりに活かす ・自然や生きものへの愛着をはぐくむ
資源循環都市づくり	限りある資源の大切さが認識され、資源が無駄なく、循環的に利活用されるまちを目指して、令和12年度（2030年度）におけるごみ総量を33万トン以下、ごみの最終処分量を4.6万トン以下、1人1日当たりの家庭ごみ排出量を400グラム以下、家庭ごみに占める資源物の割合を30%以下にすることを目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大切に使う行動を定着させる ・資源の有効利用を進める ・廃棄物の適正な処理体制を確保する
快適環境都市づくり	健康で安全安心かつ、快適な暮らしが営まれるとともに、地域資源が活かされ、その魅力を体感できるまちを目指して、大気、水、土壌及び騒音に関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）の達成と市民の「環境に関する満足度」（8項目）について、全ての項目における満足度の向上を目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で快適な生活環境を保全する ・開発事業等における自主的な取り組みを促進する ・地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める
行動する人づくり	全ての人や事業者等が杜の都の環境を大切に行動するまちを目指して、日常生活における市民の環境配慮行動（25項目）について、全ての項目における実践割合の向上を目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい行動の輪を広げる ・環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（令和3年度）

同計画では、「土地利用における環境配慮の指針」が示されており、地形や自然特性、土地利用の状況などを踏まえ、山地地域、西部丘陵地・田園地域、市街地地域、東部田園地域、海浜地域の5つの地域に大別し、それぞれの地域における基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などの基本的な指針を示している。計画地が属する市街地地域の環境配慮指針を表3.2-63に示す。

表 3.2-63 市街地地域の環境配慮指針の概要

<p>基本的な考え方</p>	<p>仙台駅を中心とした都心部や、都市圏の活動を支える泉中央地区・長町地区、交通利便性の高い地下鉄沿線等においては、土地の高度利用や都市機能の集積が求められる。一方、資源・エネルギーの消費、廃棄物や汚染物質の排出など環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるとともに、災害時にも活用可能な再生可能エネルギーを積極的に導入するなど、環境負荷の低減を図りながら、快適な暮らしの確保や、活力のあるまちづくりを進めていくことが求められる。また、市民に安らぎを与える公園や街路樹、広瀬川等の親水空間が市街地に溶け込むなど、自然と調和した都市環境は、本市の大きな魅力となっている。今後とも、都市の生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減、市民や来訪者等の憩いの場の創出など、市街地のみどりが持つ多様な機能に着目しながら、その保全・創出を図ることにより、品格・風格のある魅力的な都市空間を形成していくことが求められる。</p>
<p>環境配慮の指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEB^{※1}やグリーンビルディング^{※2}等の環境に配慮した建築物の整備に努める。また、ZEH^{※3}をはじめとした快適でエネルギー性能の高い住宅の建設に努める。 ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーや、エネルギー効率がよく、環境負荷の小さい設備・機器を積極的に利用するとともに、面的なエネルギー利用に努める。 ・ 自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。また、ICT（情報通信技術）の活用や物流の合理化等により、自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 ・ 健全な水循環の確保やヒートアイランド現象の緩和を図るため、透水性舗装^{※4}や表面の緑化などに努める。 ・ 都市の生物多様性の保全に配慮し、市街地に残された貴重な緑を保全するとともに、敷地内等の積極的な緑化を進める。 ・ 質の高い緑地空間の確保やオープンスペースの有効活用等により、市民や来訪者等が憩い楽しめる場を創出するなど、杜の都にふさわしい魅力的な都市空間の形成に努める。 ・ 使い捨て（ワンウェイ）プラスチックや食品ロスの削減に努めるなど、ごみの減量と資源の有効利用を進める。 ・ 地元産の木材や農作物を利用するなど、地産地消に努める。 ・ 環境基準の遵守はもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさや安らぎ、快適さなどの保全に努める。

※1 快適な室内環境を保ちながら、大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入等により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。国は、ZEBの実現・普及に向けて、エネルギー消費量の削減割合等に応じて、『ZEB』/ Nearly ZEB / ZEB Ready / ZEB Orientedの4段階の区分を設けており、このうちいずれかを達成することをZEB化と言う。

※2 エネルギーや水の使用量削減、施設の緑化など、建物全体の環境性能が高まるよう最大限配慮された建築物の総称。

※3 快適な室内環境を保ちながら、大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入等により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。ZEBと同様に、国は、エネルギー消費量の削減割合等に応じて、『ZEH』/ Nearly ZEH / ZEH Ready / ZEH Orientedの4段階の区分を設けている。

※4 水を通しやすい構造のアスファルトやコンクリートを使用した舗装。雨水を地下に浸透させることにより、地表に溜まる雨水を減らすことができる。

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（令和3年度）

(4) 仙台市みどりの基本計画 2021-2030

仙台市みどりの基本計画は、都市緑地法第4条及び「杜の都の環境をつくる条例」第10条に基づき、みどりの都市像や施策について定めるみどりのまちづくりの総合的な計画である。

令和3年6月に策定された「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」では、奥山から沿岸部までの豊かな自然と都市機能が調和した環境を、市民とともに「百年の杜づくり」が支えてきたことを踏まえ、引き続きこれを推進し、「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまち～」を基本理念に、まちづくりに緑の多様な機能を積極的に活用することで、杜の都の更なる高みを目指すことが謳われている。同計画の概要を図3.2-20に示す。

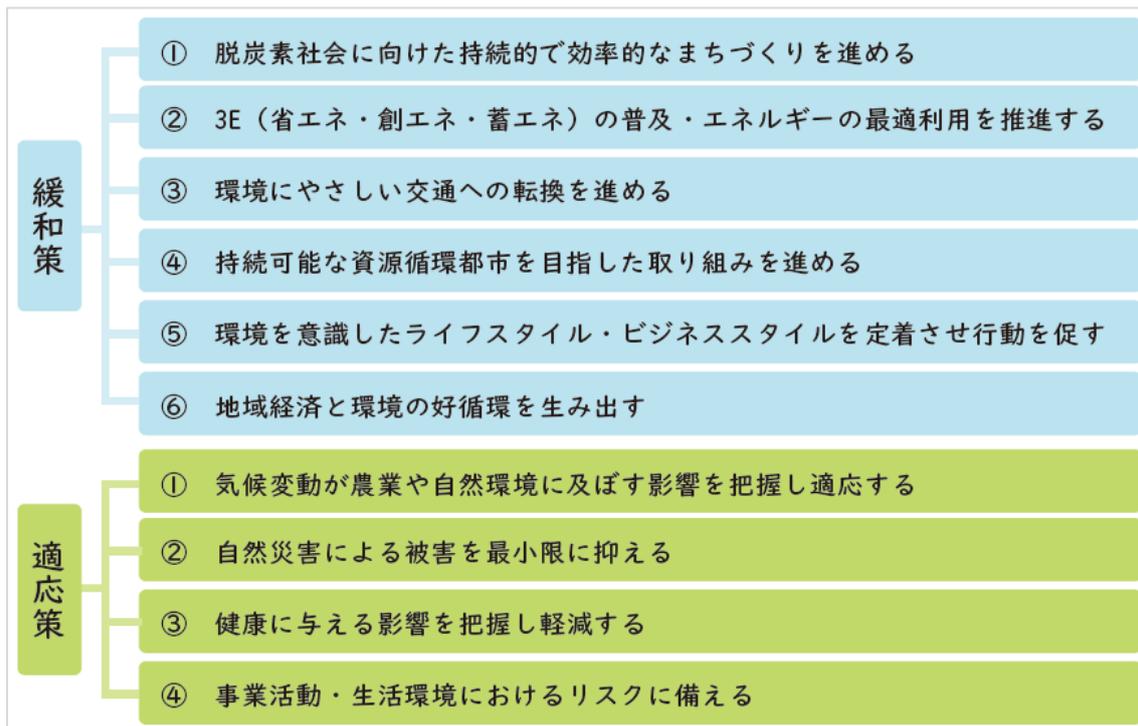


出典：「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」（令和3年6月、仙台市）

図 3.2-20 仙台市みどりの基本計画 2021-2030 の概要

(5) 仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030

「仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）、及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の2つの計画を内包したものである。また、「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく推進計画であるほか、「杜の都環境プラン」における個別計画としても位置づけられている。中期目標として「2030年度における温室効果ガス排出量を2013年比で35%以上削減」、長期目標として「2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロ」を掲げ、緩和策と適応策の両輪で施策を進めることとされている。同計画の概要を図3.2-21に示す。



出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030」

図 3.2-21 仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030 の概要